福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び同施行規則

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。	（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正） 第四条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。
目次	目次	目次	目次	目次	
第１章　総則（第１条―第４条）	第１章　総則（第１条―第４条）	第１章　総則（第１条・第２条）	第１章　総則（第１条・第２条）	第一章　総則（第一条―第三条）	
第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第一章の二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
第１節　基本方針等（第５条・第６条）	第１節　基本方針等（第５条・第６条）			第一節　基本方針等（第三条の二・第三条の三）	
第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）	第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）	第１節　人員に関する基準（第３条）	第１節　人員に関する基準（第３条）	第二節　人員に関する基準（第三条の四・第三条の五）	
第３節　設備に関する基準（第９条）	第３節　設備に関する基準（第９条）			第三節　設備に関する基準（第三条の六）	
第４節　運営に関する基準（第 10 条―第 18 条）	第４節　運営に関する基準（第 10 条―第 18 条）	第２節　運営に関する基準（第４条―第 30 条）	第２節　運営に関する基準（第４条―第 30 条）	第四節　運営に関する基準（第三条の七―第三条の四十）	
第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準の特例（第 19 条）	第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準の特例（第 19 条）	第３節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第 31 条・第 32 条）	第３節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第 31 条・第 32 条）	第五節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第三条の四十一・第三条の四十二）	
第３章　夜間対応型訪問介護	第３章　夜間対応型訪問介護	第３章　夜間対応型訪問介護	第３章　夜間対応型訪問介護	第二章　夜間対応型訪問介護	
第１節　基本方針等（第 20 条・第 21 条）	第１節　基本方針等（第 20 条・第 21 条）			第一節　基本方針等（第四条・第五条）	
第２節　人員に関する基準（第 22 条・第 23 条）	第２節　人員に関する基準（第 22 条・第 23 条）	第１節　人員に関する基準（第 33 条）	第１節　人員に関する基準（第 33 条）	第二節　人員に関する基準（第六条・第七条）	
第３節　設備に関する基準（第 24 条）	第３節　設備に関する基準（第 24 条）			第三節　設備に関する基準（第八条）	
第４節　運営に関する基準（第 25 条―第 28 条）	第４節　運営に関する基準（第 25 条―第 28 条）	第２節　運営に関する基準（第 34 条―第 40 条）	第２節　運営に関する基準（第 34 条―第 40 条）	第四節　運営に関する基準（第九条―第十八条）	
第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護	第二章の二　地域密着型通所介護	

第１節　基本方針（第28条の２）	第１節　基本方針（第28条の２）			第一節　基本方針（第十九条）
第２節　人員に関する基準（第28条の３・第28条の４）	第２節　人員に関する基準（第28条の３・第28条の４）	第１節　人員に関する基準（第40条の２）	第１節　人員に関する基準（第40条の２）	第二節　人員に関する基準（第二十条・第二十一条）
第３節　設備に関する基準（第28条の５）	第３節　設備に関する基準（第28条の５）	第２節　設備に関する基準（第40条の３）	第２節　設備に関する基準（第40条の３）	第三節　設備に関する基準（第二十二条）
第４節　運営に関する基準（第28条の６―第28条の10）	第４節　運営に関する基準（第28条の６―第28条の10）	第３節　運営に関する基準（第40条の４―第40条の14）	第３節　運営に関する基準（第40条の４―第40条の14）	第四節　運営に関する基準（第二十三条―第三十七条）
第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第28条の10の２・第28条の10の３）	第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第28条の10の２・第28条の10の３）	第４節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第40条の14の２）	第４節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第40条の14の２）	第五節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第三十七条の二・第三十七条の三）
第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第５節　指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第５節　指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第六節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第28条の11・第28条の12）	第１款　この節の趣旨及び基本方針（第28条の11・第28条の12）			第一款　この節の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条）
第２款　人員に関する基準（第28条の13・第28条の14）	第２款　人員に関する基準（第28条の13・第28条の14）	第１款　人員に関する基準（第40条の15）	第１款　人員に関する基準（第40条の15）	第二款　人員に関する基準（第四十条・第四十条の二）
第３款　設備に関する基準（第28条の15・第28条の16）	第３款　設備に関する基準（第28条の15・第28条の16）	第２款　設備に関する基準（第40条の16）	第２款　設備に関する基準（第40条の16）	第三款　設備に関する基準（第四十条の三・第四十条の四）
第４款　運営に関する基準（第28条の17―第28条の20）	第４款　運営に関する基準（第28条の17―第28条の20）	第３款　運営に関する基準（第40条の17―第40条の25）	第３款　運営に関する基準（第40条の17―第40条の25）	第四款　運営に関する基準（第四十条の五―第四十条の十六）
第４章　認知症対応型通所介護	第４章　認知症対応型通所介護	第４章　認知症対応型通所介護	第４章　認知症対応型通所介護	第三章　認知症対応型通所介護
第１節　基本方針（第29条）	第１節　基本方針（第29条）			第一節　基本方針（第四十一条）
第２節　人員及び設備に関する基準	第２節　人員及び設備に関する基準	第１節　人員及び設備に関する基準	第１節　人員及び設備に関する基準	第二節　人員及び設備に関する基準
第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指	第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指	第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指	第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指	第一款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指

定認知症対応型通所介護（第30条―第32条）	定認知症対応型通所介護（第30条―第32条）	定認知症対応型通所介護（第41条・第42条）	定認知症対応型通所介護（第41条・第42条）	定認知症対応型通所介護（第四十二条―第四十四条）
第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第33条―第35条）	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第33条―第35条）	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第43条）	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第43条）	第二款　共用型指定認知症対応型通所介護（第四十五条―第四十七条）
第３節　運営に関する基準（第36条―第39条）	第３節　運営に関する基準（第36条―第39条）	第２節　運営に関する基準（第44条―第54条）	第２節　運営に関する基準（第44条―第54条）	第三節　運営に関する基準（第四十八条―第六十一条）
第５章　小規模多機能型居宅介護	第５章　小規模多機能型居宅介護	第５章　小規模多機能型居宅介護	第５章　小規模多機能型居宅介護	第四章　小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第40条）	第１節　基本方針（第40条）			第一節　基本方針（第六十二条）
第２節　人員に関する基準（第41条―第43条）	第２節　人員に関する基準（第41条―第43条）	第１節　人員に関する基準（第55条・第56条）	第１節　人員に関する基準（第55条・第56条）	第二節　人員に関する基準（第六十三条―第六十五条）
第３節　設備に関する基準（第44条・第45条）	第３節　設備に関する基準（第44条・第45条）	第２節　設備に関する基準（第57条）	第２節　設備に関する基準（第57条）	第三節　設備に関する基準（第六十六条・第六十七条）
第４節　運営に関する基準（第46条―第50条）	第４節　運営に関する基準（第46条―第50条）	第３節　運営に関する基準（第58条―第76条）	第３節　運営に関する基準（第58条―第76条）	第四節　運営に関する基準（第六十八条―第八十八条）
第６章　認知症対応型共同生活介護	第６章　認知症対応型共同生活介護	第６章　認知症対応型共同生活介護	第６章　認知症対応型共同生活介護	第五章　認知症対応型共同生活介護
第１節　基本方針（第51条）	第１節　基本方針（第51条）			第一節　基本方針（第八十九条）
第２節　人員に関する基準（第52条―第54条）	第２節　人員に関する基準（第52条―第54条）	第１節　人員に関する基準（第77条）	第１節　人員に関する基準（第77条）	第二節　人員に関する基準（第九十条―第九十二条）
第３節　設備に関する基準（第55条）	第３節　設備に関する基準（第55条）	第２節　設備に関する基準（第78条）	第２節　設備に関する基準（第78条）	第三節　設備に関する基準（第九十三条）
第４節　運営に関する基準（第56条―第61条）	第４節　運営に関する基準（第56条―第61条）	第３節　運営に関する基準（第79条―第90条）	第３節　運営に関する基準（第79条―第90条）	第四節　運営に関する基準（第九十四条―第百八条）
第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第六章　地域密着型特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第62条）	第１節　基本方針（第62条）			第一節　基本方針（第百九条）
第２節　人員に関する基準（第63条・第64条）	第２節　人員に関する基準（第63条・第64条）	第１節　人員に関する基準（第91条）	第１節　人員に関する基準（第91条）	第二節　人員に関する基準（第百十条・第百十一条）

第３節　設備に関する基準（第65条）	第３節　設備に関する基準（第65条）	第２節　設備に関する基準（第92条）	第２節　設備に関する基準（第92条）	第三節　設備に関する基準（第百十二条）
第４節　運営に関する基準（第66条―第71条）	第４節　運営に関する基準（第66条―第71条）	第３節　運営に関する基準（第93条―第106条）	第３節　運営に関する基準（第93条―第106条）	第四節　運営に関する基準（第百十三条―第百二十九条）
第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第七章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第１節　基本方針等（第72条・第73条）	第１節　基本方針等（第72条・第73条）			第一節　基本方針（第百三十条）
第２節　人員に関する基準（第74条）	第２節　人員に関する基準（第74条）	第１節　人員に関する基準（第107条）	第１節　人員に関する基準（第107条）	第二節　人員に関する基準（第百三十一条）
第３節　設備に関する基準（第75条）	第３節　設備に関する基準（第75条）	第２節　設備に関する基準（第108条）	第２節　設備に関する基準（第108条）	第三節　設備に関する基準（第百三十二条）
第４節　運営に関する基準（第76条―第81条）	第４節　運営に関する基準（第76条―第81条）	第３節　運営に関する基準（第109条―第128条）	第３節　運営に関する基準（第109条―第128条）	第四節　運営に関する基準（第百三十三条―第百五十七条）
第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第４節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	第４節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	第五節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第82条・第83条）	第１款　この節の趣旨及び基本方針（第82条・第83条）			第一款　この節の趣旨及び基本方針（第百五十八条・第百五十九条）
第２款　設備に関する基準（第84条）	第２款　設備に関する基準（第84条）	第１款　設備に関する基準（第129条）	第１款　設備に関する基準（第129条）	第二款　設備に関する基準（第百六十条）
第３款　運営に関する基準（第85条・第86条）	第３款　運営に関する基準（第85条・第86条）	第２款　運営に関する基準（第130条―第137条）	第２款　運営に関する基準（第130条―第137条）	第三款　運営に関する基準（第百六十一条―百六十九条）
第９章　看護小規模多機能型居宅介護	第９章　看護小規模多機能型居宅介護	第９章　看護小規模多機能型居宅介護	第９章　看護小規模多機能型居宅介護	第八章　看護小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第87条）	第１節　基本方針（第87条）			第一節　基本方針（第百七十条）
第２節　人員に関する基準（第88条―第90条）	第２節　人員に関する基準（第88条―第90条）	第１節　人員に関する基準（第138条・第139条）	第１節　人員に関する基準（第138条・第139条）	第二節　人員に関する基準（第百七十一条―第百七十三条）
第３節　設備に関する基準（第91条・第92条）	第３節　設備に関する基準（第91条・第92条）	第２節　設備に関する基準（第140条）	第２節　設備に関する基準（第140条）	第三節　設備に関する基準（第百七十四条・第百七十五条）

第４節　運営に関する基準（第 93 条―第 96 条） 第 10 章　雑則（第 97 条・第 98 条） 附則	第４節　運営に関する基準（第 93 条―第 96 条） 第 10 章　雑則（第 97 条・第 98 条） 附則	第３節　運営に関する基準（第141条―第145条） 第 10 章　雑則（第 146 条） 附則	第３節　運営に関する基準（第141条―第145条） 第 10 章　雑則（第 146 条） 附則	第四節　運営に関する基準（第百七十六条―第百八十二条） 第九章　雑則（第百八十三条） 附則	
第１章　総則	第１章　総則	第１章　総則	第１章　総則	第一章　総則	
（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）
第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の２第１項及び第４項第１号並びに第78条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。	第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の２第１項及び第４項第１号並びに第78条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。	第１条　この規則は、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規則は、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第一条　共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。	第一条　共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
				一　法第七十八条の二の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十一条（第三十七条の三において準用する場合に限る。）及び第三十七条の二第一号の規定による基準	一　（略）
				二　法第七十八条の二の二第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定	二　法第七十八条の二の二第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第

				めるに当たって従うべき基準第三条の七第一項（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の八（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の三十の二（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の三十三（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の三十八の二（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三十三条第二項（第三十七条の三において準用する場合に限る。）及び第三十五条（第三十七条の三において準用する場合に限る。）の規定による基準	三条の七第一項（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の八（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の三十の二（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の三十三（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三条の三十八の二（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第二十六条第五号及び第六号（第三十七条の三において準用する場合に限る。）、第三十三条第二項（第三十七条の三において準用する場合に限る。）並びに第三十五条（第三十七条の三において準用する場合に限る。）の規定による基準
				三　法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条、第四十条、第四十条の二、第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第百十条、第百十一条、第百三十一条（第十四項を除く。）、第百三十九条第七項、第百四十六条（第	三～五　（略）

				百六十九条において準用する場合を含む。）、第百六十三条第八項、第百六十七条第二項及び第三項、第百七十一条から第百七十三条まで並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条、附則第六条及び附則第十七条の規定による基準 四　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四十条の四第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第六十七条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ、第九十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十二条第一項第一号ロ、第百六十条第一項第一号イ（３）、第百七十五条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ並びに附則第十二条第一項の規定による基準 五　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四十二条第四項、第四十六条第一項及び第六十六条の規定による基準	
				六　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の七第一項（第十八条、第三十七	六　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の七第一項（第十八条、第三十七

条、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十の二（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十一第三項（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八の二（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百	条、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の二十二第八号及び第九号、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十の二（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十一第三項（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八の二（第十八条、第三十七条、第四十条の十

				八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第三十三条第二項（第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。）、第四十条の五第一項、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項から第七項まで、第九十九条第二項、第百十三条第一項から第三項まで、第百十四条第一項及び第二項、第百十八条第四項から第六項まで、第百三十七条第四項から第六項まで、第百三十九条第八項、第百四十五条（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条第二項（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百五十三条（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百六十二条第六項から第八項まで並びに第百六十三条第九項、第百七十七条第五号及	六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第十条第五号及び第六号、第二十六条第五号及び第六号、第三十三条第二項（第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。）、第四十条の五第一項、第四十条の八第三号及び第四号、第五十一条第五号及び第六号、第五十九条の二、第七十三条第五号から七号まで、第七十八条第二項、第九十七条第五項から第七項まで、第九十九条第二項、第百十三条第一項から第三項まで、第百十四条第一項及び第二項、第百十八条第四項から第六項まで、第百三十七条第四項から第六項まで、第百三十九条第八項、第百四十五条（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条第二項（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百五十三条（第百

				び第六号並びに第百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準	六十九条において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百六十九条において準用する場合を含む。）、第百六十二条第六項から第八項まで、第百六十三条第九項、第百七十七条第五号から第七号まで並びに第百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準
				七　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第四十条の三、第九十三条第一項及び第二項（居室に係る部分を除く。）、第百七十四条並びに附則第七条の規定による基準	七・八　（略）
				八　法第七十八条の二の二第一項第一号若しくは第二号又は第七十八条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第七十八条の二の二第二項各号又は第七十八条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの	
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	（定義） 第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義	

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　地域密着型サービス事業者　地域密着型サービス事業を行う者をいう。	は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　地域密着型サービス事業者　地域密着型サービス事業を行う者をいう。	は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	るところによる。	は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　地域密着型サービス事業者　法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。 二　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。
⑵　利用料　法第42条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	⑵　利用料　法第42条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	⑴　地域密着型介護サービス費用基準額　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。	⑴　地域密着型介護サービス費用基準額　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。	三　利用料　法第四十二条の二第一項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 四　地域密着型介護サービス費用基準額　法第四十二条の二第二項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。
⑶　法定代理受領サービス法第42条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費	⑶　法定代理受領サービス法第42条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費			五　法定代理受領サービス法第四十二条の二第六項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サ

に係る指定地域密着型サービスをいう。 ⑷　共生型地域密着型サービス　法第78条の２の２第１項の申請に係る法第42条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。	に係る指定地域密着型サービスをいう。 ⑷　共生型地域密着型サービス　法第78条の２の２第１項の申請に係る法第42条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。	⑵　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	⑵　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	ービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。 六　共生型地域密着型サービス　法第七十八条の二の二第一項の申請に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。 七　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	
２　前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。	２　前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。	２　前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	２　前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。		
（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提	（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提			（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第三条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提	

供する者との連携に努めなければならない。 3　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	供する者との連携に努めなければならない。 3　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。			供する者との連携に努めなければならない。 3　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
（申請者の要件） 第４条　法第78条の２第４項第１号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし、病床を有する診療所により行われる看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請（暴力団員、暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。）については、この限りでない。	（申請者の要件） 第４条　法第78条の２第４項第１号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし、病床を有する診療所により行われる看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請（暴力団員、暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。）については、この限りでない。			

第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第１節　基本方針等 （基本方針） 第５条　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第１節　基本方針等 （基本方針） 第５条　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第一章の二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第一節　基本方針等 （基本方針） 第三条の二　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第三条の三　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げ	

⑴　定期巡回サービス（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）（以下この章において「訪問介護員等」という。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話をいう。以下この章において同じ。）	⑴　定期巡回サービス（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）（以下この章において「訪問介護員等」という。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話をいう。以下この章において同じ。）			るサービスを提供するものとする。 一　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） 二　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。） 三　随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用
⑵　随時対応サービス（あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービスをいう。以下この章において同じ。）	⑵　随時対応サービス（あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービスをいう。以下この章において同じ。）			
⑶　随時訪問サービス（随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、	⑶　随時訪問サービス（随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、			

訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話をいう。以下この章において同じ。） ⑷　訪問看護サービス（法第８条第15項第１号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下この章において同じ。）	訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話をいう。以下この章において同じ。） ⑷　訪問看護サービス（法第８条第15項第１号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下この章において同じ。）			者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。） 四　法第八条第十五項第一号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）	
第２節　人員に関する基準	第２節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第二節　人員に関する基準	
（従業者） 第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）を置かなければならない。 ⑴　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を	（従業者） 第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）を置かなければならない。 ⑴　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第３条　条例第７条第１項各号に掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　オペレーター（随時対応サービス（条例第６条第２号に規定する随時対応サービスをいう。以下この章において同じ。）として、利用者又はその家族等からの	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第３条　条例第７条第１項各号に掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　オペレーター（随時対応サービス（条例第６条第２号に規定する随時対応サービスをいう。以下この章において同じ。）として、利用者又はその家族等からの	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第三条の四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。 一　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第三条の四　（略）

いう。以下この章において同じ。）	いう。以下この章において同じ。）	通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１以上確保されるために必要な数以上	通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１以上確保されるために必要な数以上	同じ。）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて一以上確保されるために必要な数以上	
⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等	⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等	⑵　定期巡回サービス（条例第６条第１号に規定する定期巡回サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	⑵　定期巡回サービス（条例第６条第１号に規定する定期巡回サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	二　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	
⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等	⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等	⑶　随時訪問サービス（条例第６条第３号に規定する随時訪問サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上	⑶　随時訪問サービス（条例第６条第３号に規定する随時訪問サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上	三　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が一以上確保されるために必要な数以上	
⑷　訪問看護サービスを行う看護師等	⑷　訪問看護サービスを行う看護師等	⑷　訪問看護サービス（条例第６条第４号に規定する訪問看護サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数	⑷　訪問看護サービス（条例第６条第４号に規定する訪問看護サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数	四　訪問看護サービスを行う看護師等次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数	

ア　保健師又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2　前項各号に掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	ア　保健師又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2　前項各号に掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	ア　保健師又は看護職員常勤換算方法で2.5以上 イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 2　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第４号アの保健師又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3　オペレーターのうち１人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。	ア　保健師又は看護職員常勤換算方法で2.5以上 イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 2　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第４号アの保健師又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3　オペレーターのうち１人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。	イ　保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で二・五以上 ロ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 2　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第一項第四号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に一年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、三年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3　オペレーターのうち一人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。	2～4　（略）

		4　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第35条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	4　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第35条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	4　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	
		5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第79条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第33条第	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第79条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第33条第４項第１号及び第107条第	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第六条第四項第一号及び第百三十	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一～四　（略）

		４項第１号及び第107条第12項において同じ。） ⑵　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第103条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第33条第４項第２号において同じ。） ⑶　指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第114条第１項に規定する指定特定施設をいう。第33条第４項第３号において同じ。） ⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所	12項において同じ。） ⑵　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第103条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第33条第４項第２号において同じ。） ⑶　指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第114条第１項に規定する指定特定施設をいう。第33条第４項第３号において同じ。） ⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所	一条第十二項において同じ。） 二　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第六条第四項第二号において同じ。） 三　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。第六条第四項第三号において同じ。） 四　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六条第四項第四号において同じ。）	
		⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所	⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所	五　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第六条第四項第五号、第四十五条第一項、第四十六条、第六十三条第六項、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。）	五　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第六条第四項第五号、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第六十三条第六項、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。）
		⑹　指定地域密着型特定施設	⑹　指定地域密着型特定施設	六　指定地域密着型特定施設（第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第六条第四項第六号、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六十三条第六項において同じ。）	六～十　（略）

		⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設	⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設	七　指定地域密着型介護老人福祉施設（第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第六条第四項第七号、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六十三条第六項において同じ。）	
		⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	八　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六条第四項第八号及び第四章から第七章までにおいて同じ。）	
		⑼　指定介護老人福祉施設 ⑽　介護老人保健施設 ⑾　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）	⑼　指定介護老人福祉施設 ⑽　介護老人保健施設 （削る）	九　指定介護老人福祉施設 十　介護老人保健施設 十一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）	（削る）
		⑿　介護医療院 6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随	⑾　介護医療院 6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡	十二　介護医療院 6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随	十一　（略） 6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡

		時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項第３号の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9　保健師又は看護職員のうち１人以上は、常勤の保健師又は看護師（第18条第１項及び第19条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。 10　保健師又は看護職員のうち１人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。 11　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定	回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項第３号の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9　保健師又は看護職員のうち１人以上は、常勤の保健師又は看護師（第18条第１項及び第19条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。 10　保健師又は看護職員のうち１人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。 11　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定	時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第四項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9　看護職員のうち一人以上は、常勤の保健師又は看護師（第三条の二十三第一項及び第三条の二十四において「常勤看護師等」という。）でなければならない。 10　看護職員のうち一人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。 11　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定	回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12　（略）

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち１人以上を、利用者に対する第19条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち１人以上を、利用者に対する第19条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち一人以上を、利用者に対する第三条の二十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。	
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第35条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第35条第１項第１号アに規定する基準（同号アに係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を含む。以下同じ。）を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号	３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第35条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第35条第１項第１号アに規定する基準（同号アに係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を含む。以下同じ。）を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号		12　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第五項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第百七十一条第十四項の規定により同条第四項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定	

ア及び第２号並びに同項第１号ア及び第２号に係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第88条第３項の規定により同項の規定に基づく規則で定める基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号ア及び同号アに係る前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第三節　設備に関する基準	ア及び第２号並びに同項第１号ア及び第２号に係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第88条第３項の規定により同項の規定に基づく規則で定める基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号ア及び同号アに係る前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第三節　設備に関する基準			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第三条の五　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等）	（管理者） 第三条の五　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 ⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用	第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 ⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用		第三条の六　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 一　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用

者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第22条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第20条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第24条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第22条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第20条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第24条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第八条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準
（内容及び手続の説明及び同意） 第10条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、定期巡	（内容及び手続の説明及び同意） 第10条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、定期巡		（内容及び手続の説明及び同意） 第三条の七　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三条の二十九に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の	

回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。	回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。	（重要事項の電磁的方法による提供） 第４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第10条の規定による文書の交付に代えて、第３項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当	（重要事項の電磁的方法による提供） 第４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第10条の規定による文書の交付に代えて、第３項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみな	勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	

		該文書を交付したものとみなす。 ⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第３項の承諾又は第４項の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	す。 ⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第３項の承諾又は第４項の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	

		⑵　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ⑴　第１項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの ⑵　ファイルへの記録の方式	⑵　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ⑴　第１項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの ⑵　ファイルへの記録の方式	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　第二項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式	

		4　前項の承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。	4　前項の承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。	6　前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
（提供拒否の禁止） 第11条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。	（提供拒否の禁止） 第11条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。			（提供拒否の禁止） 第三条の八　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。	
		（サービス提供困難時の対応） 第５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型	（サービス提供困難時の対応） 第５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型	（サービス提供困難時の対応） 第三条の九　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介	

		訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	
		（受給資格等の確認） 第６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。	（受給資格等の確認） 第６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。	（受給資格等の確認） 第三条の十　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。	
		（要介護認定の申請に係る援助） 第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏ま	（要介護認定の申請に係る援助） 第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏ま	（要介護認定の申請に係る援助） 第三条の十一　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思	

		えて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第３項に規定するサービス担当者会議をいう。第40条の４、第40条の17及び第40条の18において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	えて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第３項に規定するサービス担当者会議をいう。第40条の４、第40条の17及び第40条の18において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第三条の十二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第二十三条、第四十条の六及び第四十条の七において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	

		（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第10条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対	（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第10条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対	（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第三条の十三　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第三条の十四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市	

		して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第11条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第65条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 （居宅サービス計画等の変更の援助） 第12条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行）	して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第11条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第65条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 （居宅サービス計画等の変更の援助） 第12条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行）	町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第三条の十五　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第六十五条の四第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 （居宅サービス計画等の変更の援助） 第三条の十六　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行）	

		第13条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第14条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	第13条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第14条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	第三条の十七　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第三条の十八　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第四十二条の二第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	

		（利用料等の受領） 第15条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。	（利用料等の受領） 第15条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。	（利用料等の受領） 第三条の十九　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。	

		4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
		（保険給付の請求のための証明書の交付） 第16条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	（保険給付の請求のための証明書の交付） 第16条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	（保険給付の請求のための証明書の交付） 第三条の二十　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第12条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第12条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適			（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針） 第三条の二十一　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時

切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第17条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、第19条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 ⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第17条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、第19条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 ⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相	の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第三条の二十二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　定期巡回サービスの提供に当たっては、第三条の二十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。 二　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第三条の二十二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一～七　（略）

		その家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。	談及び助言を行うこと。	談及び助言を行うものとする。	
		⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、第19条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。	⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、第19条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。	三　随時訪問サービスの提供に当たっては、第三条の二十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。	
		⑷　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第19条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。	⑷　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第19条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。	四　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第三条の二十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。	
		⑸　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うこと。	⑸　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うこと。	五　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。	
		⑹　特殊な看護等を行わないこと。	⑹　特殊な看護等を行わないこと。	六　特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。	
		⑺　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	⑺　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	七　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	
（新設）	（身体的拘束等の禁止）			（新設）	八　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当

	第12条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。				たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
（新設）	２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			（新設）	九　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
		⑻　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑼　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。	⑻　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑼　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。	八　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 九　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。	十・十一　（略）
		（主治の医師との関係） 第18条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常	（主治の医師との関係） 第18条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常	（主治の医師との関係） 第三条の二十三　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

		勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）	勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）	事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第十一項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第十一項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）	

		第19条　計画作成責任者が行う条例第14条第３項の規則で定める業務は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成とする。 ２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 ３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、保健師又は看護職員が利用者の居宅を定	第19条　計画作成責任者が行う条例第14条第３項の規則で定める業務は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成とする。 ２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 ３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、保健師又は看護職員が利用者の居宅を定	第三条の二十四　計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。 ２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 ３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問	

		期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。 4　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第１項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。 5　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。 6　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 7　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該	期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。 4　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第１項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。 5　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。 6　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 7　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該	して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。 4　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第一項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。 5　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。 6　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 7　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。 8　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。 9　第１項から第７項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。 10　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 11　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 12　前条第４項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第20条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。 8　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。 9　第１項から第７項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。 10　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 11　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 12　前条第４項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第20条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。 8　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。 9　第一項から第七項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。 10　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 11　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 12　前条第四項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第三条の二十五　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。 （利用者に関する市町村への通知） 第21条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ⑴　正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。 （利用者に関する市町村への通知） 第21条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ⑴　正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。 （利用者に関する市町村への通知） 第三条の二十六　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一　正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	
（緊急時等の対応） 第13条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第13条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。			（緊急時等の対応） 第三条の二十七　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必	

				要な措置を講じなければならない。	
2　前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	2　前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。			2　前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	
（管理者等の責務） 第14条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。	（管理者等の責務） 第14条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。			（管理者等の責務） 第三条の二十八　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。	
2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節及びこの条例の規定に基づく規則の規定（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節及びこの条例の規定に基づく規則の規定（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。			2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	
3　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理のほか、規則で定める業務を行うものとする。	3　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理のほか、規則で定める業務を行うものとする。			3　計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。	
		（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	

		第22条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の事業の実施地域 ⑹　緊急時等における対応方法 ⑺　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第23条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第22条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の事業の実施地域 ⑹　緊急時等における対応方法 ⑺　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第23条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第三条の二十九　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　緊急時等における対応方法 七　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第三条の三十　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	

		２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ３　前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡	２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ３　前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡	２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ３　前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期

		回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、研修機関又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第２条第５項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行	回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、研修機関又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第２条第５項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行	巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行	

		われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第23条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第23条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第三条の三十の二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	

		（衛生管理等） 第24条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	（衛生管理等） 第24条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	（衛生管理等） 第三条の三十一　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 二　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

		における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （掲示） 第25条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （新設）	における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （掲示） 第25条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサ	における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （掲示） 第三条の三十二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （新設）	における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 （掲示） 第三条の三十二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサ

			イトに掲載しなければならない。		イトに掲載しなければならない。
（秘密保持等） 第15条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第３項に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	（秘密保持等） 第15条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第３項に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	（広告） 第26条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪	（広告） 第26条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪	（秘密保持等） 第三条の三十三　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 （広告） 第三条の三十四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随	

		問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
		（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第27条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第27条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第三条の三十五　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
（苦情処理） 第16条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行	（苦情処理） 第16条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行		（苦情処理） 第三条の三十六　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第二十三条の規定により市町村

う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。		4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
6　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の	6　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の		6　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の

改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	（地域との連携等） 第28条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第58条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、	（地域との連携等） 第28条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第58条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、	改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 （地域との連携等） 第三条の三十七　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第三十四条第一項及び第六十八条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進	

		助言等を聴く機会を設けなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。	助言等を聴く機会を設けなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。	会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。	
（事故発生時の対応） 第17条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡	（事故発生時の対応） 第17条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡			（事故発生時の対応） 第三条の三十八　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指	

回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第17条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に	回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第17条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に		定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第三条の三十八の二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対

開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	（会計の区分） 第29条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第30条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随	（会計の区分） 第29条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第30条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随	応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 二　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （会計の区分） 第三条の三十九　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第三条の四十　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随	（記録の整備） 第三条の四十　（略） ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随

		時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ⑵　第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第18条第２項に規定する主治の医師による指示の文書 ⑷　第19条第10項に規定する訪問看護報告書 （新設） ⑸　第21条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑹　条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　条例第17条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ⑵　第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第18条第２項に規定する主治の医師による指示の文書 ⑷　第19条第10項に規定する訪問看護報告書 ⑸　条例第12条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑹　第21条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑺　条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑻　条例第17条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 二　第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第三条の二十三第二項に規定する主治の医師による指示の文書 四　第三条の二十四第十一項に規定する訪問看護報告書 （新設） 五　第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 六　第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 七　第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　（略） 四　第三条の二十四第十項に規定する訪問看護報告書 五　第三条の二十二第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六　第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 七　第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 八　第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（暴力団員等の排除） 第18条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。	（暴力団員等の排除） 第18条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。				

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。	2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。				
第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準の特例	第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準の特例	第３節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	第３節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	第五節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	
第19条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第15項第２号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第７条第１項第４号及び第３項の規定は、適用しない。	第19条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第15項第２号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第７条第１項第４号及び第３項の規定は、適用しない。	（適用除外） 第31条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第３条第１項第４号、第９項及び第10項の規定は、適用しない。 ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第18条、第19条第４項（同条第９項において準	（適用除外） 第31条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第３条第１項第４号、第９項及び第10項の規定は、適用しない。 ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第18条、第19条第４項（同条第９項において準	（適用除外） 第三条の四十一　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第八条第十五項第二号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第三条の四第一項第四号、第九項、第十項及び第十二項の規定は適用しない。 ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第三条の二十三、第三条の二十四第四項（同条	

		用する場合を含む。）、第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第２項第３号及び第４号の規定は、適用しない。	用する場合を含む。）、第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第２項第３号及び第４号の規定は、適用しない。	第九項において準用する場合を含む。）、第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第十項から第十二項まで並びに第三条の四十第二項第三号及び第四号の規定は適用しない。	
		（指定訪問看護事業者との連携） 第32条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。 ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 ⑴　第19条第３項に規定するアセスメント ⑵　随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 ⑶　第28条第１項に規定する介護・医療連携推進会議への参加	（指定訪問看護事業者との連携） 第32条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。 ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 ⑴　第19条第３項に規定するアセスメント ⑵　随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 ⑶　第28条第１項に規定する介護・医療連携推進会議への参加	（指定訪問看護事業者との連携） 第三条の四十二　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。 ２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 一　第三条の二十四第三項に規定するアセスメント 二　随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 三　第三条の三十七第一項に規定する介護・医療連携推進会議への参加	

		⑷　その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第15項第２号に該当するものをいう。）の提供に当たって必要な指導及び助言	⑷　その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第15項第２号に該当するものをいう。）の提供に当たって必要な指導及び助言	四　その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言
第３章　夜間対応型訪問介護 第１節　基本方針等	第３章　夜間対応型訪問介護 第１節　基本方針等	第３章　夜間対応型訪問介護	第３章　夜間対応型訪問介護	第二章　夜間対応型訪問介護 第一節　基本方針等
（基本方針） 第20条　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。	（基本方針） 第20条　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。			（基本方針） 第四条　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。
（指定夜間対応型訪問介護） 第21条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、次に掲げ	（指定夜間対応型訪問介護） 第21条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、次に掲げ			（指定夜間対応型訪問介護） 第五条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う

るサービスを提供するものとする。 ⑴　定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護をいう。以下この章において同じ。） ⑵　オペレーションセンターサービス（あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）（以下この章において「訪問介護員等」という。）の訪問の要否等を判断するサービスをいう。以下同じ。） ⑶　随時訪問サービス（オペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護をいう。以下この章において同じ。）	るサービスを提供するものとする。 ⑴　定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護をいう。以下この章において同じ。） ⑵　オペレーションセンターサービス（あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）（以下この章において「訪問介護員等」という。）の訪問の要否等を判断するサービスをいう。以下同じ。） ⑶　随時訪問サービス（オペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護をいう。以下この章において同じ。）		夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第一項第一号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。
２　オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該	２　オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該		２　オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に一か所以上設置しなければ

サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）内に１か所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。	サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）内に１か所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。			ならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。	
第２節　人員に関する基準	第２節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第二節　人員に関する基準	
（従業者） 第22条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 ⑴　オペレーションセンター従業者	（従業者） 第22条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 ⑴　オペレーションセンター従業者	第33条　条例第22条第１項各号に掲げる夜間対応型訪問介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業	第33条　条例第22条第１項各号に掲げる夜間対応型訪問介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業	（訪問介護員等の員数） 第六条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 一　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける	（訪問介護員等の員数） 第六条　（略）

		者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上	者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上	業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として一以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として一以上確保されるために必要な数以上	
⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等	⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等	⑵　定期巡回サービス（条例第21条第１項第１号に規定する定期巡回サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（以下この章において「訪問介護員等」という。）　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	⑵　定期巡回サービス（条例第21条第１項第１号に規定する定期巡回サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（以下この章において「訪問介護員等」という。）　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	二　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	
⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等	⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等	⑶　随時訪問サービス（条例第21条第１項第３号に規定する随時訪問サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う訪問介護員等１以上確保されるために必要な数以上	⑶　随時訪問サービス（条例第21条第１項第３号に規定する随時訪問サービスをいう。以下この章において同じ。）を行う訪問介護員等１以上確保されるために必要な数以上	三　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が一以上確保されるために必要な数以上	
２　前項各号に掲げる夜間対応型訪問介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項各号に掲げる夜間対応型訪問介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に１年以上（特に業	２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に１年以上（特に業	２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、一年以上（特に業務に従事した経験	２　（略）

		務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ３　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴　指定短期入所生活介護事業所 ⑵　指定短期入所療養介護事業所 ⑶　指定特定施設 ⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所 ⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑹　指定地域密着型特定施設 ⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設	務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ３　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴　指定短期入所生活介護事業所 ⑵　指定短期入所療養介護事業所 ⑶　指定特定施設 ⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所 ⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑹　指定地域密着型特定施設 ⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設	が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、三年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ３　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一　指定短期入所生活介護事業所 二　指定短期入所療養介護事業所 三　指定特定施設 四　指定小規模多機能型居宅介護事業所 五　指定認知症対応型共同生活介護事業所 六　指定地域密着型特定施設 七　指定地域密着型介護老人福祉施設	３　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一～十　（略）

		⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑼　指定介護老人福祉施設 ⑽　介護老人保健施設 ⑾　指定介護療養型医療施設 ⑿　介護医療院 5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑼　指定介護老人福祉施設 ⑽　介護老人保健施設 （削る） ⑾　介護医療院 5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	八　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 九　指定介護老人福祉施設 十　介護老人保健施設 十一　指定介護療養型医療施設 十二　介護医療院 5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6　当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	（削る） 十一　（略） 5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7　（略）
（管理者）	（管理者）			（管理者）	（管理者）	

第23条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（同項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができるものとする。	第23条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（同項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができるものとする。	第七条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	第七条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準	第三節　設備に関する基準	
第24条　指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有す	第24条　指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有す	（設備及び備品等） 第八条　指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有す	

る専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	る専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		る専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーター（指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）に当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。	2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーター（指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）に当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。		2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。
⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等	⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等		一　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等		二　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
3　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペ	3　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペ		3　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペ

レーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第９条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	レーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第９条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			レーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第三条の六に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準
（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針） 第25条　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。 2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指	（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針） 第25条　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。 2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指			（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針） 第九条　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。 2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指

定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第34条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、次条第１項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 ⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び１月ないし３月に１回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、次条第１項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。 ⑷　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、	（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第34条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、次条第１項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 ⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び１月ないし３月に１回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、次条第１項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。 ⑷　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、	定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第十条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。 二　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び一月ないし三月に一回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。 三　随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。 四　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、	（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第十条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一～四　（略）

		利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	
（新設）	（身体的拘束等の禁止） 第25条の２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。			（新設）	五　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
（新設）	２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			（新設）	六　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
		⑸　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑹　夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第35条第１項第１号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への	⑸　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑹　夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第35条第１項第１号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置	五　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 六　夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連	七～九　（略）

		連絡を行う等の適切な措置を講じること。 ⑺　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。 （夜間対応型訪問介護計画の作成） 第35条　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。 ２　夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書	を講じること。 ⑺　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。 （夜間対応型訪問介護計画の作成） 第35条　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。 ２　夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけ	絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。 七　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。 （夜間対応型訪問介護計画の作成） 第十一条　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。 ２　夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用	

		により利用者の同意を得なければならない。 4　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。 6　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。	ればならない。 4　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。 6　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。	者の同意を得なければならない。 4　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。 6　第一項から第四項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。	
（緊急時等の対応） 第26条　訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第26条　訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。			（緊急時等の対応） 第十二条　訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
（管理者等の責務） 第27条　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 2　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜	（管理者等の責務） 第27条　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 2　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜			（管理者等の責務） 第十三条　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。 2　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜	

間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節及びこの条例の規定に基づく規則の規定（指定夜間対応型訪問介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。	間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節及びこの条例の規定に基づく規則の規定（指定夜間対応型訪問介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。	（運営規程） 第36条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の事業の実施地域 ⑹　緊急時等における対応方法	（運営規程） 第36条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の事業の実施地域 ⑹　緊急時等における対応方法	間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3　オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。 （運営規程） 第十四条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　緊急時等における対応方法	

		⑺　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第37条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲	⑺　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第37条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲	七　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第十五条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める	

		内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 3　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の具体的な研修計画を策定するとともに、訪問介護員等に対し、研修機関又は当該指定夜間対応型訪問介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、訪問介護員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲	内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 3　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の具体的な研修計画を策定するとともに、訪問介護員等に対し、研修機関又は当該指定夜間対応型訪問介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、訪問介護員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲	範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 3　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 5　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲	

		を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （市町村の事業への協力等） 第38条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。 （記録の整備） 第39条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備	を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （市町村の事業への協力等） 第38条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。 （記録の整備） 第39条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備	を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （地域との連携等） 第十六条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。 （記録の整備） 第十七条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録	（記録の整備） 第十七条　（略） ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録

		し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　夜間対応型訪問介護計画 ⑵　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） ⑶　次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑷　条例第28条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　条例第28条において準用する条例第17条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第40条　第４条から第16条まで、第20条、第21条、第23条の２から第27条まで及び第29条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第28条において準用する条例第10条」と、第８条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっ	し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　夜間対応型訪問介護計画 ⑵　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第25条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　条例第28条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　条例第28条において準用する条例第17条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第40条　第４条から第16条まで、第20条、第21条、第23条の２から第27条まで及び第29条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第28条において準用する条例第10条」と、第８条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっ	を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　夜間対応型訪問介護計画 二　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 三　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第十八条　第三条の七から第三条の二十まで、第三条の二十五、第三条の二十六、第三条の三十の二から第三条の三十六まで及び第三条の三十八から第三条の三十九までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項、第三条の十七、第三条の三十の二第二項、第三条の三十一第一項並びに第三項第一号及び第三号、第三条の三十	を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第十条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第28条　第10条、第11条及び第15条から第18条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第28条　第10条、第11条及び第15条から第18条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替えるものとする。				

		ては、訪問介護員等）」と、第13条、第23条の２第２項、第24条第１項並びに第３項第１号及び第３号並びに第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第20条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	ては、訪問介護員等）」と、第13条、第23条の２第２項、第24条第１項並びに第３項第１号及び第３号並びに第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第20条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第三条の十二中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第三条の二十五中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。
第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護	第３章の２　地域密着型通所介護	第二章の二　地域密着型通所介護
第１節　基本方針	第１節　基本方針			第一節　基本方針
（基本方針） 第28条の２　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社	（基本方針） 第28条の２　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社			（基本方針） 第十九条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社

会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。			会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
第２節　人員に関する基準	第２節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第二節　人員に関する基準
（従業者） 第28条の３　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）を置かなければならない。	（従業者） 第28条の３　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）を置かなければならない。	（従業者の員数） 第40条の２　条例第28条の３第１項各号に掲げる地域密着型通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第40条の２　条例第28条の３第１項各号に掲げる地域密着型通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第二十条　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
⑴　生活相談員	⑴　生活相談員	⑴　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	⑴　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	一　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域	⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域	二　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域

		密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数	密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数	密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数	
⑶　介護職員	⑶　介護職員	⑶　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が条例第28条の３第３項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15以下の場合にあっては１以上、15を超える場合にあっては15を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	⑶　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が条例第28条の３第３項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15以下の場合にあっては１以上、15を超える場合にあっては15を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	三　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけ	

				る指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四　機能訓練指導員　一以上	
⑷　機能訓練指導員 ２　前項各号に掲げる地域密着型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	⑷　機能訓練指導員 ２　前項各号に掲げる地域密着型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	⑷　機能訓練指導員　１以上 ２　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員の数（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第３節までにおいて同じ。）が10以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用	⑷　機能訓練指導員　１以上 ２　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員の数（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第３節までにおいて同じ。）が10以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用	四　機能訓練指導員　一以上 ２　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用	

		を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 ５　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 ６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 ７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。	を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 ５　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 ６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 ７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。	を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 ４　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 ５　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 ６　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 ７　第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
３　指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第５条による改正前の法第８条の２第７項に規定	３　指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第５条による改正前の法第８条の２第７項に規定			８　指定地域密着型通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める

する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
（管理者） 第28条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第28条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。			（管理者） 第二十一条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第二十一条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第三節　設備に関する基準	
（設備及び備品等） 第28条の５　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、	（設備及び備品等） 第28条の５　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、	（設備）	（設備）	（設備及び備品等） 第二十二条　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設	

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第40条の3　条例第28条の5第1項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。 イ　アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。 ⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第28条の5第1項に定める設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の	第40条の3　条例第28条の5第1項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。 イ　アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。 ⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第28条の5第1項に定める設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の	備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　食堂及び機能訓練室 イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ　イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 二　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着	

		提供に支障がない場合は、この限りでない。 3　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が条例第28条の５第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	提供に支障がない場合は、この限りでない。 3　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が条例第28条の５第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。
3　指定地域密着型通所介護事業者が第28条の３第３項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3　指定地域密着型通所介護事業者が第28条の３第３項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			5　指定地域密着型通所介護事業者が第二十条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準	
		（心身の状況等の把握） 第40条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ	（心身の状況等の把握） 第40条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ	（心身の状況等の把握） 第二十三条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ	

		ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第40条の５　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地	ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第40条の５　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し	ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第二十四条　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地	

		域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ⑵　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ⑶　食事の提供に要する費用 ⑷　おむつ代 ⑸　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定地域密着型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	て行う送迎に要する費用 ⑵　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ⑶　食事の提供に要する費用 ⑷　おむつ代 ⑸　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定地域密着型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 三　食事の提供に要する費用 四　おむつ代 五　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定地域密着型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針） 第28条の６　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状	（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針） 第28条の６　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状			（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針） 第二十五条　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状

態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第40条の６　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。 ⑵　指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第40条の６　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。 ⑵　指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。	態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第二十六条　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。 二　指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 三　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第二十六条　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一～四　（略）

		⑷　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	⑷　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	四　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	
（新設）	（身体的拘束等の禁止） 第28条の６の２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。			（新設）	五　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
（新設）	２　指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			（新設）	六　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
		⑸　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。	⑸　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。	五　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	七・八　（略）
		⑹　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症である要	⑹　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症である要	六　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二	

		介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。	介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。	第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
		（地域密着型通所介護計画の作成） 第40条の７　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 ２　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者につい	（地域密着型通所介護計画の作成） 第40条の７　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 ２　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者につい	（地域密着型通所介護計画の作成） 第二十七条　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 ２　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者につい

		て、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	て、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	て、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。	
（管理者の責務） 第28条の７　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 ２　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定地域密着型通所介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	（管理者の責務） 第28条の７　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 ２　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定地域密着型通所介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。			（管理者の責務） 第二十八条　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 ２　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	
		（運営規程） 第40条の８　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間	（運営規程） 第40条の８　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間	（運営規程） 第二十九条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間	

		⑷　指定地域密着型通所介護の利用定員の数 ⑸　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第40条の９　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、研	⑷　指定地域密着型通所介護の利用定員の数 ⑸　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第40条の９　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、研	四　指定地域密着型通所介護の利用定員 五　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第三十条　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、

		修機関又は当該指定地域密着型通所介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、地域密着型通所介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ５　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守）	修機関又は当該指定地域密着型通所介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、地域密着型通所介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ５　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守）	当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守）	

		第40条の10　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員の数を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第40条の10　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員の数を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第三十一条　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	
（非常災害対策） 第28条の８　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（非常災害対策） 第28条の８　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。 ３　指定地域密着型通所介護事業者は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。			（非常災害対策） 第三十二条　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
		（衛生管理等） 第40条の11　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	（衛生管理等） 第40条の11　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	（衛生管理等） 第三十三条　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	

		2　指定地域密着型通所介護事業者は、その指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （地域との連携等） 第40条の12　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議	2　指定地域密着型通所介護事業者は、その指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （地域との連携等） 第40条の12　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議	2　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 二　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （地域との連携等） 第三十四条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当	

		による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
		2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	
		3　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	3　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	3　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	
		4　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用	4　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用	4　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用	

		者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 5　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 5　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 5　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
（事故発生時の対応） 第28条の9　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	（事故発生時の対応） 第28条の9　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		（事故発生時の対応） 第三十五条　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4　指定地域密着型通所介護事業者は、第28条の５第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	4　指定地域密着型通所介護事業者は、第28条の５第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	（記録の整備） 第40条の13　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　地域密着型通所介護計画 ⑵　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） ⑶　次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第40条の13　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　地域密着型通所介護計画 ⑵　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第28条の６の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録	4　指定地域密着型通所介護事業者は、第二十二条第四項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 （記録の整備） 第三十六条　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　地域密着型通所介護計画 二　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 三　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第三十六条　（略） ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第二十六条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

		⑷　条例第28条の10において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　条例第28条の９第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　前条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	⑸　条例第28条の10において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　条例第28条の９第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　前条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	四　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 六　第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	五　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 六　前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　（略）
（準用） 第28条の10　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条及び第26条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは、「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第28条の10　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条及び第26条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは、「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第40条の14　第４条から第７条まで、第９条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで及び第29条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第28条の10において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第40条の14　第４条から第７条まで、第９条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで及び第29条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第28条の10において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第三十七条　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第二十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	

第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準 （共生型地域密着型通所介護の基準） 第28条の10の２　地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第81条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号。以下この条において「指定障がい児通所支援等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童	第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準 （共生型地域密着型通所介護の基準） 第28条の10の２　地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第81条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号。以下この条において「指定障がい児通所支援等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童	第４節　共生型地域密着型サービスに関する基準	第４節　共生型地域密着型サービスに関する基準	第五節　共生型地域密着型サービスに関する基準 （共生型地域密着型通所介護の基準） 第三十七条の二　地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支

発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障がい児通所支援等基準条例第５条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定障がい児通所支援等基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 ⑴　指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サー	発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障がい児通所支援等基準条例第５条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定障がい児通所支援等基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 ⑴　指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サー		援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等

ビス等基準条例第 154 条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第 143 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第 153 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合におけ	ビス等基準条例第 154 条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第 143 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第 153 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合におけ		基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所

る当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ⑵　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第28条の10の３　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条、第26条、第28条の２及び第28条の４並びに前節（第28条の10を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者」と、第28条の９第４項中「第28条の５第１項に定める設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。	る当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ⑵　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第28条の10の３　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条、第26条、第28条の２及び第28条の４並びに前節（第28条の10を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者」と、第28条の９第４項中「第28条の５第１項に定める設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。	（準用） 第40条の14の２　第４条から第７条まで、第９条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第29条、第40条の３第３項及び前節（第40条の14を除く。）の規定は、条例第28条の10の２に規定する共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第28条の10の３において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「条例第28条の10の２に規定する共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第40条の３第３項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が条例第28条の５第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定	（準用） 第40条の14の２　第４条から第７条まで、第９条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第29条、第40条の３第３項及び前節（前条を除く。）の規定は、条例第28条の10の２に規定する共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第28条の10の３において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「条例第28条の10の２に規定する共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第40条の３第３項中「前項ただし書の場合（指定地域	等として必要とされる数以上であること。 二　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第三十七条の三　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第二十二条第四項並びに前節（第三十七条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三条の三十の二	（準用） 第三十七条の三　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第二十二条第四項並びに前節（第三十七条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三条の三十の

		地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第40条の６第４号、第40条の７第５項、第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第40条の13第２項第２号中「次条において準用する第14条第２項」とあるのは「第14条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第21条」とあるのは「第21条」と、同項第４号中「条例第28条の10において準用する条例第16条第２項」とあるのは「条例第16条第２項」と読み替えるものとする。	密着型通所介護事業者が条例第28条の５第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第40条の６第４号、第40条の７第５項、第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第40条の13第２項第２号中「次条において準用する第14条第２項」とあるのは「第14条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第21条」とあるのは「第21条」と、同項第５号中「条例第28条の10において準用する条例第16条第２項」とあるのは「条例第16条第２項」と読み替えるものとする。	第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十二条第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二十六条第四号、第二十七条第五項、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。	二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十二条第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二十六条第四号、第二十七条第五項、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第三条の十八第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第五号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。

第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第１款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第 28 条の 11　第１節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、この条例に基づく規則の規定により作成された療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第28条の12　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと	第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第１款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第 28 条の 11　第１節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、この条例に基づく規則の規定により作成された療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第28条の12　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと	第５節　指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第５節　指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第六節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第三十八条　第一節から第四節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第四十条の九に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第三十九条　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと	第一款　この節の趣旨及び基本方針

ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 2　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。	ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 2　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。	ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 2　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。	
第２款　人員に関する基準	第２款　人員に関する基準	第１款　人員に関する基準	第１款　人員に関する基準	第二款　人員に関する基準
（従業者） 第28条の13　指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）を置かなければならない。	（従業者） 第28条の13　指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）を置かなければならない。	（従業者の員数） 第40条の15　条例第28条の13第１項に規定する療養通所介護従業者（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が１以上確保されるために必要と認められる数以上とする。	（従業者の員数） 第40条の15　条例第28条の13第１項に規定する療養通所介護従業者（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が１以上確保されるために必要と認められる数以上とする。	（従業者の員数） 第四十条　指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通

				所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。	
２　療養通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	２　療養通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	２　療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。	２　療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。	２　前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。	
（管理者） 第 28 条の 14　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。 ３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	（管理者） 第 28 条の 14　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。 ３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。			（管理者） 第四十条の二　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。 ３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	（管理者） 第四十条の二　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２・３　（略）
第３款　設備に関する基準	第３款　設備に関する基準	第２款　設備に関する基準	第２款　設備に関する基準	第三款　設備に関する基準	
（利用定員） 第28条の15　指定療養通所介護事業所は、その利用定員の数（当該指定療養通所介護事業	（利用定員） 第28条の15　指定療養通所介護事業所は、その利用定員の数（当該指定療養通所介護事業			（利用定員） 第四十条の三　指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業	

所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18以下とする。	所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18以下とする。			所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を十八人以下とする。	
（設備及び備品等） 第 28 条の 16　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備及び備品等） 第 28 条の 16　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備）	（設備）	（設備及び備品等） 第四十条の四　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
２　前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第40条の16　条例第28条の16第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　専用の部屋　6.4 平方メートルに利用定員の数（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を乗じた面積以上とすること。 ⑵　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。	第40条の16　条例第28条の16第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　専用の部屋　6.4 平方メートルに利用定員の数（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を乗じた面積以上とすること。 ⑵　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。	２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。	
		２　条例第 28 条の 16 第１項に定める設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支	２　条例第 28 条の 16 第１項に定める設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りで	３　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	

		障がない場合は、この限りでない。 3　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が条例第28条の16第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	ない。 3　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が条例第28条の16第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	4　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。	
第４款　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第28条の17　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、次条第１項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び当該指定療養通所介護事業者があらかじめ定めた緊急時対応医療機関（次条第３項において「緊急時対応医療機関」という。）との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利	第４款　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第28条の17　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、次条第１項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び当該指定療養通所介護事業者があらかじめ定めた緊急時対応医療機関（次条第３項において「緊急時対応医療機関」という。）との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利	第３款　運営に関する基準	第３款　運営に関する基準	第四款　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第四十条の五　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四十条の十二に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第四十条の十第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	

用申込者の同意を得なければならない。	用申込者の同意を得なければならない。			２　第三条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。	
		（心身の状況等の把握） 第40条の17　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第40条の17　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第四十条の六　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。	
		（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第 40 条の 18　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、	（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第 40 条の 18　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、	（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第四十条の七　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、	

		指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 4　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第 40 条の 19　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第１項	指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 4　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第 40 条の 19　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第１項	指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 4　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第四十条の八　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項	（指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第四十条の八　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二　（略）

		に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 ⑵　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 ⑵　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 二　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	
（新設）	（身体的拘束等の禁止） 第28条の17の２　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	⑶　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑷　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の	⑶　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑷　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の	（新設） 三　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 四　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の	三　指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 四　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 五～七　（略）

		利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。 ⑸　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。 （療養通所介護計画の作成） 第40条の20　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。 ２　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第34号）第48条第１項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。 ⑸　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。 （療養通所介護計画の作成） 第40条の20　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。 ２　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第34号）第48条第１項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。 五　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。 （療養通所介護計画の作成） 第四十条の九　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。 ２　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第七十条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この	

		（平成12年厚生省令第80号）第17条第１項に規定する訪問看護計画書をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。	（平成12年厚生省令第80号）第17条第１項に規定する訪問看護計画書をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。	節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
		４　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	４　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	４　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
		５　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。	５　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。	５　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
		６　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	６　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	６　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
（緊急時等の対応） 第28条の18　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。	（緊急時等の対応） 第28条の18　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。			（緊急時等の対応） 第四十条の十　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。	2　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。		2　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
3　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	3　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		3　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
4　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。	4　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。		4　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
5　第１項及び第２項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。	5　第１項及び第２項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。		5　第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。
（管理者の責務） 第28条の19　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	（管理者の責務） 第28条の19　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。		（管理者の責務） 第四十条の十一　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。 3　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。 4　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 5　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款及びこの条例に基づく規則の規定（指定療養通所介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	2　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。 3　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。 4　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 5　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款及びこの条例に基づく規則の規定（指定療養通所介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。			2　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。 3　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。 4　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 5　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	
		（運営規程） 第40条の21　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。	（運営規程） 第40条の21　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。	（運営規程） 第四十条の十二　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	

		⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定療養通所介護の利用定員の数 ⑸　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他運営に関する重要事項 （緊急時対応医療機関） 第40条の22　条例第28条の17に規定する緊急時対応医療機関は、利用者の病状の急変等に備えるため、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。	⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定療養通所介護の利用定員の数 ⑸　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他運営に関する重要事項 （緊急時対応医療機関） 第40条の22　条例第28条の17に規定する緊急時対応医療機関は、利用者の病状の急変等に備えるため、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。	一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定療養通所介護の利用定員 五　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　非常災害対策 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他運営に関する重要事項 （緊急時対応医療機関） 第四十条の十三　指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。 ２　緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。		

		（安全・サービス提供管理委員会の設置） 第 40 条の 23　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、概ね６月に１回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。 （記録の整備） 第40条の24　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備	（安全・サービス提供管理委員会の設置） 第 40 条の 23　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、概ね６月に１回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。 （記録の整備） 第40条の24　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備	（安全・サービス提供管理委員会の設置） 第四十条の十四　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。 （記録の整備） 第四十条の十五　指定療養通所介護事業者は、従業者、設	（記録の整備） 第四十条の十五　（略）

		品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　療養通所介護計画 ⑵　前条第２項に規定する検討の結果についての記録 ⑶　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） ⑷　次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　条例第28条の20において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　条例第28条の20において準用する条例第28条の９第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第40条の12第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　療養通所介護計画 ⑵　前条第２項に規定する検討の結果についての記録 ⑶　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　条例第28条の17の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　条例第28条の20において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　条例第28条の20において準用する条例第28条の９第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　次条において準用する第40条の12第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　療養通所介護計画 二　前条第二項に規定する検討の結果についての記録 三　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 四　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 四　第四十条の八第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 六　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 七　次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八　（略）

（準用） 第28条の20　第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の６、第28条の８及び第28条の９の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第28条の９第４項中「第28条の５第１項」とあるのは「第28条の16第１項」と読み替えるものとする。	（準用） 第28条の20　第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の６、第28条の８及び第28条の９の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第28条の９第４項中「第28条の５第１項」とあるのは「第28条の16第１項」と読み替えるものとする。	（準用） 第40条の25　第４条から第７条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第29条、第40条の５（第３項第２号を除く。）及び第40条の９から第40条の12までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「12月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と読み替えるものとする。	（準用） 第40条の25　第４条から第７条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第29条、第40条の５（第３項第２号を除く。）及び第40条の９から第40条の12までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「12月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と読み替えるものとする。	（準用） 第四十条の十六　第三条の八から第三条の十一まで、第三条の十四から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十四条（第三項第二号を除く。）、第二十五条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三条の三十二第一項中「運営規程」とあるのは「第四十条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第三十五条第	

				四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十条の四第四項」と読み替えるものとする。	
第４章　認知症対応型通所介護 第１節　基本方針 第29条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第２節　人員及び設備に関する基準 第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型	第４章　認知症対応型通所介護 第１節　基本方針 第29条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第２節　人員及び設備に関する基準 第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型	第４章　認知症対応型通所介護 第１節　人員及び設備に関する基準 第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型	第４章　認知症対応型通所介護 第１節　人員及び設備に関する基準 第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型	第三章　認知症対応型通所介護 第一節　基本方針 第四十一条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節　人員及び設備に関する基準 第一款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型	

指定認知症対応型通所介護 （従業者） 第30条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者（以下この条において「単独型・併設型認知症対応型通所介護従業	指定認知症対応型通所介護 （従業者） 第30条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者（以下この条において「単独型・併設型認知症対応型通所介護従業	指定認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第41条　条例第30条第１項各号に掲げる単独型・併設型認知症対応型通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	指定認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第41条　条例第30条第１項各号に掲げる単独型・併設型認知症対応型通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	指定認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第四十二条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

者」という。）を置かなければならない。 ⑴　生活相談員	者」という。）を置かなければならない。 ⑴　生活相談員	⑴　生活相談員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	⑴　生活相談員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	一　生活相談員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数	
⑵　看護職員又は介護職員	⑵　看護職員又は介護職員	⑵　看護職員又は介護職員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を	⑵　看護職員又は介護職員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を	二　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間	

		提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
⑶　機能訓練指導員 ２　前項各号に掲げる単独型・併設型認知症対応型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	⑶　機能訓練指導員 ２　前項各号に掲げる単独型・併設型認知症対応型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	⑶　機能訓練指導員　１以上 ２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第２号の看護職員又は介護職員を、常時１人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。 ３　第１項第２号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 ４　前３項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所におい	⑶　機能訓練指導員　１以上 ２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第２号の看護職員又は介護職員を、常時１人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。 ３　第１項第２号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 ４　前３項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所におい	三　機能訓練指導員　一以上 ２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第二号の看護職員又は介護職員を、常時一人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。 ３　第一項第二号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 ４　前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

		て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員の数（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第１項第１号アにおいて同じ。）を12以下とする。	て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員の数（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第１項第１号アにおいて同じ。）を12以下とする。	（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第四十四条第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以下とする。
		５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設	５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設	５　第一項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設

		型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。	型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。	型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　第一項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。	
3　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同条第３項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもっ	3　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同条第３項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもっ			7　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

て、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	て、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。				
（管理者） 第31条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第31条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。			（管理者） 第四十三条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第四十三条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	２　（略）
（設備及び備品等） 第32条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指	（設備及び備品等） 第32条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指	（設備）	（設備）	（設備及び備品等） 第四十四条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認	

定認知症対応型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	定認知症対応型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第42条　条例第32条第1項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。 イ　アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。 ⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第32条第1項に定める設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護	第42条　条例第32条第1項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。 イ　アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。 ⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第32条第1項に定める設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、	知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　食堂及び機能訓練室 イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ　イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 二　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3　第一項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支	

		の提供に支障がない場合は、この限りでない。 3　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が条例第32条第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	この限りでない。 3　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が条例第32条第１項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	障がない場合は、この限りでない。 4　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。	
3　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第８条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第８条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		5　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

第２款　共用型指定認知症対応型通所介護 （従業者） 第33条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護（第51条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（第62条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第１項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（第72条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第１項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第35条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」とい	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護 （従業者） 第33条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護（第51条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（第62条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第１項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（第72条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第１項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第35条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」とい	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護 第43条　条例第33条第１項に規定する共用型認知症対応型通所介護従業者の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第34条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（条例第34条第１項に規定する利用者をいう。）の数を合計した数について、第77条及び条例第52条第１項、第91条及び条例第63条第１項若しくは第107条及び条例第74条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する従業者の員数を満たす（条例第52条第３項の規程により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員	第２款　共用型指定認知症対応型通所介護 第43条　条例第33条第１項に規定する共用型認知症対応型通所介護従業者の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第34条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（条例第34条第１項に規定する利用者をいう。）の数を合計した数について、第77条及び条例第52条第１項、第91条及び条例第63条第１項若しくは第107条及び条例第74条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する従業者の員数を満たす（条例第52条第３項の規程により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員	第二款　共用型指定認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第四十五条　指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第四十七条第一項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域	

う。）は、当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに、共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者（以下この条において「共用型認知症対応型通所介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　共用型認知症対応型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	う。）は、当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに、共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者（以下この条において「共用型認知症対応型通所介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　共用型認知症対応型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	に関する基準を満たしているものとみなされる場合及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）ために必要な数以上とする。	に関する基準を満たしているものとみなされる場合及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）ために必要な数以上とする。	密着型介護予防サービス基準第八条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第九十条、第百十条若しくは第百三十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 ２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第八条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基
３　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第９条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通	３　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第９条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通			

所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			準を満たしているものとみなすことができる。	
（利用定員等） 第34条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所は、その利用定員の数（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者（共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者）の数の上限をいう。）を、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20	（利用定員等） 第34条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所は、その利用定員の数（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者（共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者）の数の上限をいう。）を、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20		（利用定員等） 第四十六条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第二十項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに一日当たり三人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護	（利用定員等） 第四十六条　（略）

項又は第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第82条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３以下とするものとし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12以下となる数とする。	項又は第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第82条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３以下とするものとし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12以下となる数とする。		老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以下となる数とする。	
２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第42条第２項及び第89条第２項において「指定居宅サ	２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第42条第２項及び第89条第２項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経		２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十	２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十

ービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	験を有する者でなければならない。			八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第六十三条第七項、第九十条第九項及び第百七十一条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。	八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第六十三条第七項、第九十条第九項及び第百七十一条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者） 第35条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等	（管理者） 第35条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務			（管理者） 第四十七条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本	（管理者） 第四十七条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等

の職務に従事することとしても差し支えない。 2　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第31条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	に従事することとしても差し支えない。 2　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第31条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第四十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	の職務に従事することとしても差し支えない。 2　（略）
第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第三節　運営に関する基準	
		第44条　削除	第44条　削除	第四十八条　削除	
		第45条　削除	第45条　削除	第四十九条　削除	
（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針） 第36条　指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針） 第36条　指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針） 第五十条　指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	

		（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第46条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うこと。 ⑵　指定認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 ⑷　認知症対応型通所介護従業者（条例第30条第１項に規定する単独型・併設型認知症対応型通所介護従業者又は条例第33条第１項に規定する共用型認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は	（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第46条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うこと。 ⑵　指定認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 ⑷　認知症対応型通所介護従業者（条例第30条第１項に規定する単独型・併設型認知症対応型通所介護従業者又は条例第33条第１項に規定する共用型認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は	（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第五十一条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。 二　指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 三　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 四　認知症対応型通所介護従業者（第四十二条第一項又は第四十五条第一項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい	（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第五十一条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一～四　（略）

		その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	ように説明を行うものとする。	
第37条から第38条の2まで削除	（身体的拘束等の禁止） 第37条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 2　指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			（新設） （新設）	五　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 六　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
		⑸　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑹　指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。	⑸　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑹　指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。	五　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 六　指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。	七・八　（略）
		（認知症対応型通所介護計画の作成） 第47条　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用	（認知症対応型通所介護計画の作成） 第47条　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用	（認知症対応型通所介護計画の作成） 第五十二条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併	（認知症対応型通所介護計画の作成） 第五十二条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併

		者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。	者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。	設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第四十三条又は第四十七条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。	設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第四十三条又は第四十七条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。
		２　認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 ４　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施	２　認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 ４　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記	２　認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ４　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施	２～５　（略）

		状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	録を行うものとする。	状況及び目標の達成状況の記録を行う。	
	第38条　削除			第五十三条　削除	
		（運営規程） 第48条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定認知症対応型通所介護の利用定員の数（第41条第4項又は条例第34条第1項の利用定員の数をいう。） ⑸　指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　その他運営に関する重要事項	（運営規程） 第48条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定認知症対応型通所介護の利用定員の数（第41条第4項又は条例第34条第1項の利用定員の数をいう。） ⑸　指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　その他運営に関する重要事項	（運営規程） 第五十四条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定認知症対応型通所介護の利用定員（第四十二条第四項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。） 五　指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　その他運営に関する重要事項	
		第49条　削除	第49条　削除	第五十五条　削除	

		第50条　削除	第50条　削除	第五十六条　削除 第五十七条　削除	
		第51条　削除	第51条　削除	第五十八条　削除	
		第52条　削除	第52条　削除	第五十九条　削除 第五十九の二条　削除	
		（記録の整備） 第53条　指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　認知症対応型通所介護計画 ⑵　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） ⑶　次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第53条　指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　認知症対応型通所介護計画 ⑵　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第37条の２に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第六十条　指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 一　認知症対応型通所介護計画 二　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 三　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第六十条　（略） ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第五十一条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

		⑷　条例第39条において準用する条例第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　条例第39条において準用する条例第28条の9第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　次条において準用する第40条の12第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	⑸　条例第39条において準用する条例第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　条例第39条において準用する条例第28条の9第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第40条の12第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	四　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 六　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	五　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　（略）
（準用） 第39条　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の2、第18条、第26条及び第28条の7から第28条の9までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	（準用） 第39条　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の2、第18条、第26条及び第28条の7から第28条の9までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第26条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	（準用） 第54条　第4条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の2、第25条から第27条まで、第29条、第40条の4、第40条の5及び第40条の9から第40条の12までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第10条」とあるのは「第39条において準用する条例第10条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第40条の9第3項から第5項まで並びに第40条の11第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第40条の12第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対	（準用） 第54条　第4条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の2、第25条から第27条まで、第29条、第40条の4、第40条の5及び第40条の9から第40条の12までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第10条」とあるのは「第39条において準用する条例第10条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第40条の9第3項から第5項まで並びに第40条の11第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第40条の12第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対	（準用） 第六十一条　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」	

		応型通所介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。	応型通所介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。	と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十四条第四項」と読み替えるものとする。	
第５章　小規模多機能型居宅介護 第１節　基本方針	第５章　小規模多機能型居宅介護 第１節　基本方針			第四章　小規模多機能型居宅介護 第一節　基本方針	
第40条　指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	第40条　指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。			第六十二条　指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	

第２節　人員に関する基準 （従業者） 第41条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　小規模多機能型居宅介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	第２節　人員に関する基準 （従業者） 第41条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　小規模多機能型居宅介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	（従業者の員数等） 第55条　条例第41条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯　常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（条例第44条第２項に規定する利用者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（条例第42条第２項に規定する本体事業所（以下この章において「本体事業所」という。）である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事	（従業者の員数等） 第55条　条例第41条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯　常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（条例第44条第２項に規定する利用者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（条例第42条第２項に規定する本体事業所（以下この章において「本体事業所」という。）である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事	第二節　人員に関する基準 （従業者の員数等） 第六十三条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章におい	（従業者の員数等） 第六十三条

		業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所並びに当該本体事業所に係る他のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び条例第89条第２項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上 ⑵　夜間及び深夜の時間帯当該時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上	業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所並びに当該本体事業所に係る他のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び条例第89条第２項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上 ⑵　夜間及び深夜の時間帯当該時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上	て同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事	

				業所及び第百七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を一以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	
		２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。 ４　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上は、看護職員でなければならない。 ５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサ	２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。 ４　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１人以上は、看護職員でなければならない。 ５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサ	２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第一項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。 ４　第一項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 ５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本	２～５　（略）

		テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 6　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項及び条例第41条第１項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 当該指定小規模多機 指定認知症対応型共 介護職員	テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 6　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項及び条例第41条第１項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 当該指定小規模多機 指定認知症対応型共 介護職員	体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 6　次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 当該指定小規模多機能型 指定認知症対応型共同生 介護職員	6　次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 当該指定小規模多機能型居宅 指定認知症対応型共同生活介 介護職員

	事業所指地密型定設指地密型護人社設指介老福施、護護業、定域着特施、定域着介老福施、定護人社設介老保施又介医院	
	護業に欄掲る設のずか併さてる合	
	介事所中にげ施等いれが設れい場	
（略）	（略）	（略）

	介事所指地密型定設指地密型護人社設指介老福施、護人健設指、定介護養型医療施設（医療法（昭和二三年法律第百号）第七条第二項第	
	宅護業に欄掲る設のずか併さてる合	
	居介事所中にげ施等いれが設れい場	

	生介事	
	同活護業所、定域着特施、定域着介老福施、護人健設指、定護人社設介老保施設、は護療院	
	型宅護業に欄掲る設のずか併さてる合	
	能居介事所中にげ施等いれが設れい場	
師は看護又准護師	指小模機型当該定規多能	指小模機型当該定規多能

	生介事	
	同活護業所、定域着特施、定域着介老福施、定護人社設指地密型定設、定域着特施、定域着介老福施、定護人社設介老保施設、護人健設指、定介護養型医療施設（医療法（昭	
	型宅護業に欄掲る設のずか併さてる合	
	能居介事所中にげ施等いれが設れい場	

	号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
（略）	（略）	（略）

	宅介護業に欄掲する設、定宅一ス事をう業、定期・時応訪介問	
	居介事所中にげ施等いれが設れい場の中にげ施等指居サビの業行事所指定巡回随対型	
	宅護業の一地に欄掲る設のずかあ場合	
	居介事所同敷内中にげ施等いれがる合	

	和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
看護師又は准看護師	当該指小模機型宅護業に欄掲る設定規多能居介事所中にげ施	当該指小模機型宅護業の一地に欄定規多能居介事所同敷内中

	看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	

	のずか併さてる合項欄掲る設、定宅一ス事をう業、定期・時応訪介看事、定域着通型	
	等いれが設れい場の中にげ施等指居サビの業行事所指定巡回随対型問護護業所指地密型	
	掲る設のずかあ場にげ施等いれがる合	

		介護事業所は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は認知症対応型通所介護事業所	7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。	7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。	7　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員	7～13　（略）

				により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。	
		8　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	8　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	8　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第百七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	
		9　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護職員を置かないことができる。	9　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護職員を置かないことができる。	9　第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。	
		10　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員	10　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員	10　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員	

		を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 11　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 12　第 10 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第66条第１項において「研修修了者」という。）を置くことができる。	を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 11　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 12　第 10 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第66条第１項において「研修修了者」という。）を置くことができる。	を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 11　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 12　第十項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第七十七条において「研修修了者」という。）を置くことができる。
３　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項	３　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項			13　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の	

に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第22条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第22条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
（管理者）	（管理者）	（管理者の兼務が可能な併設施設）		（管理者）	（管理者）
第42条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等の職務、同	第42条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第56条　条例第42条第１項の規則で定める施設等は、前条第６項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等とする。	第56条　削除	第六十四条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定	第六十四条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。				小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。	
２　前項本文及び第89条第１項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小	２　前項本文及び第89条第１項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小			２　前項本文及び第百七十二条第一項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	２　（略）

規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第88条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。この章から第８章までにおいて同じ。）であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第88条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。この章から第８章までにおいて同じ。）であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。				
３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第53条第３項、第54条及び第90条において同じ。）として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が	３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第53条第３項、第54条、第89条第３項及び第90条において同じ。）として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に		３　前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第九十一条第三項、第九十二条及び第百七十三条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別	３　前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第九十一条第三項、第九十二条、第百七十二条第三項及び第百七十三条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経

定める研修を修了しているものでなければならない。	厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第43条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第43条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第六十五条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第三節　設備に関する基準	
（登録定員及び利用定員） 第44条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員の数（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者	（登録定員及び利用定員） 第44条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員の数（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者			（登録定員及び利用定員） 第六十六条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能	

が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第26条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18）以下とする。	が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第26条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18）以下とする。		型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）以下とする。	
2　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）及び宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用定員	2　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）及び宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用定員		2　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。	

の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。 ⑴　通いサービス　登録定員の数の２分の１から 15（登録定員の数が 25 を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 12）まで <table><tr><td>登録定員の数</td><td>利用定員の数</td></tr><tr><td>26又は27</td><td>16</td></tr><tr><td>28</td><td>17</td></tr><tr><td>29</td><td>18</td></tr></table>	の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。 ⑴　通いサービス　登録定員の数の２分の１から 15（登録定員の数が 25 を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 12）まで <table><tr><td>登録定員の数</td><td>利用定員の数</td></tr><tr><td>26又は27</td><td>16</td></tr><tr><td>28</td><td>17</td></tr><tr><td>29</td><td>18</td></tr></table>				
				一　通いサービス　登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人）まで <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>二十六人又は二十七人</td><td>十六人</td></tr><tr><td>二十八人</td><td>十七人</td></tr></table>	

				二十九人 | 十八人
⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の数の３分の１から９（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６）まで	⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の数の３分の１から９（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６）まで			二　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、六人）まで
（設備及び備品等） 第45条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備及び備品等） 第45条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。			（設備及び備品等） 第六十七条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第57条　条例第45条第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居間及び食堂　機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ⑵　宿泊室 ア　一の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　一の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上とすること。 ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」とい	第57条　条例第45条第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居間及び食堂　機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ⑵　宿泊室 ア　一の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　一の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上とすること。 ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」とい	２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 二　宿泊室 イ　一の宿泊室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 ロ　一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。 ハ　イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」とい

		う。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。	う。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。	う。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。	
		エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。	エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。	ニ　プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	
		⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。	⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。		
		２　条例第45条第１項に定める設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	２　条例第45条第１項に定める設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	３　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	
		３　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との	３　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との	４　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との	

		交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	
3　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第27条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第27条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			5　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準	
		（心身の状況等の把握） 第58条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 55 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第63条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サー	（心身の状況等の把握） 第58条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 55 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第63条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サー	（心身の状況等の把握） 第六十八条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が

		ビス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	ビス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
		（居宅サービス事業者等との連携） 第59条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機	（居宅サービス事業者等との連携） 第59条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機	（居宅サービス事業者等との連携） 第六十九条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機

		能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第60条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （利用料等の受領） 第61条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サ	能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第60条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （利用料等の受領） 第61条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サ	能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第七十条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （利用料等の受領） 第七十一条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サ

		ービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ⑵　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ⑶　食事の提供に要する費用 ⑷　宿泊に要する費用 ⑸　おむつ代 ⑹　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第３号及び第４号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	ービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ⑵　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ⑶　食事の提供に要する費用 ⑷　宿泊に要する費用 ⑸　おむつ代 ⑹　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第３号及び第４号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	ービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 三　食事の提供に要する費用 四　宿泊に要する費用 五　おむつ代 六　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第三号及び第四号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	

		5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第46条　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第46条　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第62条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サ	（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第62条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サ	（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第七十二条　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第七十三条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サ	（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第七十三条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一～四　（略）

		ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うこと。 ⑵　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第66条第３項に規定する小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 ⑷　小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うこと。	ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うこと。 ⑵　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第66条第３項に規定する小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 ⑷　小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うこと。	ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。 二　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 三　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 四　小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	
（身体的拘束等の禁止） 第47条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する	（身体的拘束等の禁止） 第47条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。			五　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行	五　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。				動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	体的拘束等を行ってはならない。
2　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 94 条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。	2　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。			六　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	六　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。				

⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第１項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 ４　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第２項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。	⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第１項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 ４　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第２項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。			
（新設）	５　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	（新設）	七　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果につ	

					いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ロ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
	⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。				
		⑸　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員の数（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第26条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）に比べて著しく少ない状態が続かないようにすること。	⑸　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員の数（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第26条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）に比べて著しく少ない状態が続かないようにすること。	七　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。	八・九　（略）
		⑹　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅におけ	⑹　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅におけ	八　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅におけ	

		る生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 （居宅サービス計画の作成） 第63条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成26年福岡市規則第57号）第11条第１項各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。 （法定代理受領サービスに係る報告） 第64条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村（法第42条の２第９項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載し	る生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 （居宅サービス計画の作成） 第63条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成26年福岡市規則第57号）第11条第１項各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。 （法定代理受領サービスに係る報告） 第64条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村（法第42条の２第９項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければなら	る生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 （居宅サービス計画の作成） 第七十四条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第十三条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。 （法定代理受領サービスに係る報告） 第七十五条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村（法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第十項の規定により法第四十二条の二第八項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する	

		た文書を提出しなければならない。 （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付） 第65条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 （小規模多機能型居宅介護計画の作成） 第66条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第55条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。	ない。 （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付） 第65条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 （小規模多機能型居宅介護計画の作成） 第66条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第55条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。	情報を記載した文書を提出しなければならない。 （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付） 第七十六条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 （小規模多機能型居宅介護計画の作成） 第七十七条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。	

		3　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。 4　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 6　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する小規模	3　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。 4　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 6　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更	3　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。 4　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 5　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 6　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。 7　第二項から第五項までの規定は、前項に規定する小規模	

		多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 （介護等） 第67条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り、利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 （社会生活上の便宜の提供等） 第68条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者	について準用する。 （介護等） 第67条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り、利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 （社会生活上の便宜の提供等） 第68条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者	多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 （介護等） 第七十八条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 （社会生活上の便宜の提供等） 第七十九条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者

		の同意を得て、代わって行わなければならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	の同意を得て、代わって行わなければならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	の同意を得て、代わって行わなければならない。 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	
（緊急時等の対応） 第48条　小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第48条　小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。			（緊急時等の対応） 第八十条　小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
		（運営規程） 第69条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員	（運営規程） 第69条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員	（運営規程） 第八十一条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員	

		⑸　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　その他運営に関する重要事項	⑸　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　通常の事業の実施地域 ⑺　サービス利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　その他運営に関する重要事項	五　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　その他運営に関する重要事項
		（定員の遵守） 第70条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員の数並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員の数を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第70条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員の数並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員の数を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第八十二条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
		2　前項本文の規定にかかわらず、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的に登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	2　前項本文の規定にかかわらず、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的に登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	2　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市

				町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	
（非常災害対策） 第49条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地	（非常災害対策） 第49条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地			（非常災害対策） 第八十二条の二　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	

域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（協力医療機関等） 第71条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （調査への協力等） 第72条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第71条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （調査への協力等） 第72条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第八十三条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （調査への協力等） 第八十四条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	

		第73条　削除 （居住機能を担う併設施設等への入居） 第74条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第55条第６項の表中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （新設）	第73条　削除 （居住機能を担う併設施設等への入居） 第74条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第55条第６項の表中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第74条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	第八十五条　削除 （居住機能を担う併設施設等への入居） 第八十六条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第六十三条第六項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （新設）	（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第八十六条の二　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

		（記録の整備） 第75条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　居宅サービス計画 ⑵　小規模多機能型居宅介護計画 ⑶　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　条例第47条第３項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑸　次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑹　条例第50条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　条例第50条において準用する条例第17条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　次条において準用する第40条の12第２項に規定す	（記録の整備） 第75条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　居宅サービス計画 ⑵　小規模多機能型居宅介護計画 ⑶　次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　条例第47条第３項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑸　次条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　条例第50条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　条例第50条において準用する条例第17条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　次条において準用する第40条の12第２項に規定す	（記録の整備） 第八十七条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　居宅サービス計画 二　小規模多機能型居宅介護計画 三　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四　第七十三条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 六　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 七　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八　次条において準用する第三十四条第二項に規定する	（記録の整備） 第八十七条　（略） ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 四　第七十三条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 六　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 七　次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八　（略）

		る報告、評価、要望、助言等の記録	る報告、評価、要望、助言等の記録	報告、評価、要望、助言等の記録
（準用） 第50条　第10条、第11条、第15条から第18条まで及び第28条の７の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と読み替えるものとする。	（準用） 第50条　第10条、第11条、第15条から第18条まで及び第28条の７の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と読み替えるものとする。	（準用） 第76条　第４条から第７条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第40条の９、第40条の11及び第40条の12の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第50条において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	（準用） 第76条　第４条から第７条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第40条の９、第40条の11及び第40条の12の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第50条において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	（準用） 第八十八条　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条及び第三十四条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を

				有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	
第６章　認知症対応型共同生活介護 第１節　基本方針 第51条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 第２節　人員に関する基準 （従業者） 第52条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生	第６章　認知症対応型共同生活介護 第１節　基本方針 第51条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 第２節　人員に関する基準 （従業者） 第52条　指定認知症対応型共同生	第６章　認知症対応型共同生活介護 第１節　人員に関する基準 （従業者） 第77条　条例第52条第１項に規定する介護従業者の員数は、次の各号に掲げる時間帯の区	第６章　認知症対応型共同生活介護 第１節　人員に関する基準 （従業者） 第77条　条例第52条第１項に規定する介護従業者の員数は、次の各号に掲げる時間帯の区	第五章　認知症対応型共同生活介護 第一節　基本方針 第八十九条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第九十条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共	

活介護事業者」という。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	活介護事業者」という。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯　当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上 ⑵　夜間及び深夜の時間帯　当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、当該時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上。だたし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当	分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯　当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上 ⑵　夜間及び深夜の時間帯　当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、当該時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を行わせるために必要な数以上。だたし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当	同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第九十三条において同じ。）の数が三	

		該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	
		２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第１項の介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。	２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第１項の介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。	２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第一項の介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。	

		4　指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第 55 条及び条例第 41 条第１項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第 138 条及び条例第 88 条第１項に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同条第３項の規定により規則で定める基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	4　指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第 55 条及び条例第 41 条第１項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第 138 条及び条例第 88 条第１項に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同条第３項の規定により規則で定める基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	4　指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前三項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第百七十一条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	
		5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応	5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応	5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応	

		型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 6　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 7　第５項の計画作成担当者のうち１人以上は、介護支援専門員でなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 8　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。 9　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大	型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 6　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 7　第５項の計画作成担当者のうち１人以上は、介護支援専門員でなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 8　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。 9　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大	型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 6　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 7　第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 8　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。 9　第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保

		臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	
		10　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。	10　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。	10　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。	
3　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事	3　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の			11　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着	

業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第33条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第33条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第34条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			型介護予防サービス基準第七十条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
（管理者） 第53条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第53条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。			（管理者） 第九十一条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第九十一条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応	２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応			２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活	２・３　（略）

型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。			住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	
３　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	３　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。			３　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第54条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第３節　設備に関する基準 第55条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、居室、居間、食堂、台所、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、	（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第54条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第３節　設備に関する基準 第55条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、居室、居間、食堂、台所、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、	第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第九十二条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第三節　設備に関する基準 第九十三条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一以上三以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、一又は二）とする。 ２　共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第百四条において同じ。）を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	

かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者）が日常生活を営む上で必要な設備及び備品等を設けるものとする。 3　第１項の共同生活住居及び前項に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者）が日常生活を営む上で必要な設備及び備品等を設けるものとする。 3　第１項の共同生活住居及び前項に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第78条　条例第55条第１項の共同生活住居及び同条第２項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　共同生活住居　一の共同生活住居の入居定員の数（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第86条において同じ。）は、５以上９以下とすること。 ⑵　居室 ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　一の居室の床面積は、内法による測定で、9.9平方メートル以上（収納設備、洗面設備及び便所の床面積を除く。）とすること。	第78条　条例第55条第１項の共同生活住居及び同条第２項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　共同生活住居　一の共同生活住居の入居定員の数（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第86条において同じ。）は、５以上９以下とすること。 ⑵　居室 ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　一の居室の床面積は、内法による測定で、9.9平方メートル以上（収納設備、洗面設備及び便所の床面積を除く。）とすること。	その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 3　一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 4　一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。	

		⑶　居間及び食堂　同一の場所とすることができること。 ⑷　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	⑶　居間及び食堂　同一の場所とすることができること。 ⑷　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	5　居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 6　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	
4　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第37条第１項及び第２項並びに同条第３項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び第２項並びに前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	4　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第37条第１項及び第２項並びに同条第３項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項及び第２項並びに前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			7　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十三条第一項から第六項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準	
（入退居）	（入退居）			（入退居）	

第56条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に指定認知症対応型共同生活介護を提供するものとする。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。	第56条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に指定認知症対応型共同生活介護を提供するものとする。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。		第九十四条　指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	（サービスの提供の記録） 第79条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第80条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当	（サービスの提供の記録） 第79条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第80条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当	6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （サービスの提供の記録） 第九十五条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 （利用料等の受領） 第九十六条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部とし		

		該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　食材料費 ⑵　理美容代 ⑶　おむつ代 ⑷　前３号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用	該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　食材料費 ⑵　理美容代 ⑶　おむつ代 ⑷　前３号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用	て、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　食材料費 二　理美容代 三　おむつ代 四　前三号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用	

		者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第57条　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人ひとりを尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ４　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当	（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第57条　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人ひとりを尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ４　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当			（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第九十七条　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ４　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当

たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 6　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条、第69条、第77条及び第85条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 8　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第６項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。こ	たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 6　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 8　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第６項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。こ			たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

の場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 9　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 10　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 ⑴　外部の者による評価 ⑵　運営推進会議（利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型	の場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 9　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 10　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 ⑴　外部の者による評価 ⑵　運営推進会議（利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型			7　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 8　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 一　外部の者による評価 二　第百八条において準用する第三十四条第一項に規定	

共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）における評価	共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）における評価			する運営推進会議における評価	
		（認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第81条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第77条第５項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。	（認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第81条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第77条第５項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。	（認知症対応型共同生活介護計画の作成） 第九十八条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第九十条第七項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。	

		3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。 7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。	3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。 7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。	3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。 7　第二項から第五項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。	

		（介護等） 第82条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ３　利用者の食事その他の家事等は、原則として、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 （社会生活上の便宜の提供等） 第83条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るととも	（介護等） 第82条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ３　利用者の食事その他の家事等は、原則として、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 （社会生活上の便宜の提供等） 第83条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るととも	（介護等） 第九十九条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ３　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 （社会生活上の便宜の提供等） 第百条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜(し)好に応じた活動の支援に努めなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに	

		に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	
（管理者による管理） 第58条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	（管理者による管理） 第58条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。			（管理者による管理） 第百一条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	（管理者による管理） 第百一条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
		（運営規程） 第84条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務内容 ⑶　利用定員	（運営規程） 第84条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務内容 ⑶　利用定員	（運営規程） 第百二条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務内容 三　利用定員	

		⑷　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　入居に当たっての留意事項 ⑹　非常災害対策 ⑺　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑻　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第85条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、介護従業者に対し、研修機関又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第	⑷　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　入居に当たっての留意事項 ⑹　非常災害対策 ⑺　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑻　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第85条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、介護従業者に対し、研修機関又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第	四　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　入居に当たっての留意事項 六　非常災害対策 七　虐待の防止のための措置に関する事項 八　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百三条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ

		２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	るために必要な措置を講じなければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
		（定員の遵守） 第86条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員の数及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第86条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員の数及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第百四条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
（非常災害対策） 第59条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立	（非常災害対策） 第59条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、				

て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。				
2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。	2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。				
3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。				
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第60条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第60条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。				
⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。				
⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通した改善策について、介護職員そ	⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通した改善策について、介護職員そ				

の他の従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ⑶　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	の他の従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ⑶　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。				
		（協力医療機関等） 第87条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、	（協力医療機関等） 第87条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、	（協力医療機関等） 第百五条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるた	（協力医療機関等） 第百五条　（略）

		あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	め、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	
		（新設）	２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	（新設）	２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 一　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
		（新設）	３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。	（新設）	３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
		（新設）	４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項	（新設）	４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第

			に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。		七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
		（新設）	５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（新設）	５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
		（新設）	６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	（新設）	６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
		２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	７・８　（略）
		３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	８　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	

		（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第88条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （記録の整備） 第89条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　認知症対応型共同生活介護計画 ⑵　第79条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第57条第７項第３号に規定する身体的拘束等の	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第88条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （記録の整備） 第89条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　認知症対応型共同生活介護計画 ⑵　第79条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第57条第７項第３号に規定する身体的拘束等の	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第百六条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （記録の整備） 第百七条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　認知症対応型共同生活介護計画 二　第九十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第九十七条第六項に規定する身体的拘束等の態様及	（記録の整備） 第百七条　（略） ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　第九十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第九十七条第六項の規定による身体的拘束等の態様

		態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑷　次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　条例第61条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　条例第60条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第40条の12第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑷　次条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　条例第61条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　条例第60条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第40条の12第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　（略）
（準用） 第61条　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の７及び第48条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第48条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第61条　第10条、第11条、第15条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の７及び第48条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第48条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第90条　第４条、第６条、第７条、第16条、第21条、第23条の２、第25条、第26条、第29条、第40条の11、第40条の12第１項から第４項まで及び第72条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第61条において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」と	（準用） 第90条　第４条、第６条、第７条、第16条、第21条、第23条の２、第25条、第26条、第29条、第40条の11、第40条の12第１項から第４項まで、第72条及び第74条の２の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第61条において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密	（準用） 第百八条　第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二及び第八十四条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に	（準用） 第百八条　第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に

		あるのは「介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。
第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護 第１節　基本方針 第62条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護 第１節　基本方針 第62条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護	第六章　地域密着型特定施設入居者生活介護 第一節　基本方針 第百九条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の	

事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第８条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第８条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。			事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	
第２節　人員に関する基準	第２節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第二節　人員に関する基準	
（従業者） 第63条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下	（従業者） 第63条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下	第91条　条例第63条第１項各号に掲げる地域密着型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第91条　条例第63条第１項各号に掲げる地域密着型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第百十条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域	（従業者の員数） 第百十条　（略）

「地域密着型特定施設従業者」という。）を置かなければならない。 ⑴　生活相談員 ⑵　看護職員又は介護職員	「地域密着型特定施設従業者」という。）を置かなければならない。 ⑴　生活相談員 ⑵　看護職員又は介護職員	⑴　生活相談員　１以上 ⑵　看護職員又は介護職員 ア　看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、常勤換算方法で、１以上 ウ　常に１以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	⑴　生活相談員　１以上 ⑵　看護職員又は介護職員 ア　看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、常勤換算方法で、１以上 ウ　常に１以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一　生活相談員　一以上 二　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 イ　看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。 ロ　看護職員の数は、常勤換算方法で、一以上とすること。 ハ　常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	
⑶　機能訓練指導員 ⑷　計画作成担当者 ２　前項各号に掲げる地域密着型特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	⑶　機能訓練指導員 ⑷　計画作成担当者 ２　前項各号に掲げる地域密着型特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	⑶　機能訓練指導員　１以上 ⑷　計画作成担当者　１以上 ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第１項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならない。 ４　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員の	⑶　機能訓練指導員　１以上 ⑷　計画作成担当者　１以上 ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第１項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならない。 ４　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員の	三　機能訓練指導員　一以上 四　計画作成担当者　一以上 ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ３　第一項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。 ４　第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員の	２～６　（略）

		うちそれぞれ１人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 ５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ６　第１項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定	うちそれぞれ１人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 ５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ６　第１項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定	うちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で一以上とする。 ５　第一項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ６　第一項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 ７　第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定	七　第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定

		施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 ⑵　病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）　介護支援専門員 ⑶　介護医療院　介護支援専門員 ８　第１項第１号の生活相談員、同項第２号の看護職員及び介護職員、同項第３号の機能訓練指導員並びに同項第４号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ９　指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第 55 条及び条例第 41 条第１項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同	施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 （削る） ⑵　介護医療院　介護支援専門員 ８　第１項第１号の生活相談員、同項第２号の看護職員及び介護職員、同項第３号の機能訓練指導員並びに同項第４号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ９　指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第 55 条及び条例第 41 条第１項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同	施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 二　病院　介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） 三　介護医療院　介護支援専門員 ８　第一項第一号の生活相談員、同項第二号の看護職員及び介護職員、同項第三号の機能訓練指導員並びに同項第四号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ９　指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護	施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一　（略） （削る） 二　（略） ８～10　（略）

		条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第 138 条及び条例第88条第１項に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同条第３項の規定により規則で定める基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第 138 条及び条例第88条第１項に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす（同条第３項の規定により規則で定める基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	従業者を置いているとき又は第百七十一条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	
		10　指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	10　指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	10　指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
		（新設）	11　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、同号ア中「１」とあるのは、「0.9」とする。 (1)　第106条において準用す	（新設）	11　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

			る第74条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア　利用者の安全及びケアの質の確保 イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ　緊急時の体制整備 エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ　地域密着型特定施設従業者に対する研修 ⑵　介護機器を複数種類活用していること。 ⑶　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 ⑷　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	一　第百二十九条において準用する第八十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 イ　利用者の安全及びケアの質の確保 ロ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ハ　緊急時の体制整備 ニ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 ホ　地域密着型特定施設従業者に対する研修 二　介護機器を複数種類活用していること。 三　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 四　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（管理者） 第64条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この章において同じ。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第64条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この条において同じ。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。			（管理者） 第百十一条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第百十一条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第三節　設備に関する基準	
第65条　指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第２条第９号の２	第65条　指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第２条第９号の２			第百十二条　指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条	

に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	第92条　条例第65条第２項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等	第92条　条例第65条第２項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等	第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、市町村長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等	

		により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
3　指定地域密着型特定施設は、次に掲げる設備を有するほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室（一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。	3　指定地域密着型特定施設は、次に掲げる設備を有するほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室（一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。			3　指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。	
⑴　一時介護室 ⑵　浴室 ⑶　便所 ⑷　食堂 ⑸　機能訓練室 ⑹　汚物処理室 ⑺　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑻　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備	⑴　一時介護室 ⑵　浴室 ⑶　便所 ⑷　食堂 ⑸　機能訓練室 ⑹　汚物処理室 ⑺　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑻　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備	2　介護居室及び条例第65条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	2　介護居室及び条例第65条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	4　指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。	

4　介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）及び前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	4　介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）及び前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	⑴　介護居室 ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ　地階に設けないこと。 エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ⑵　一時介護室　介護を行うために適当な広さを有すること。 ⑶　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ⑷　便所　居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 ⑸　食堂　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ⑹　機能訓練室　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ⑺　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。	⑴　介護居室 ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ　地階に設けないこと。 エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ⑵　一時介護室　介護を行うために適当な広さを有すること。 ⑶　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ⑷　便所　居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 ⑸　食堂　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ⑹　機能訓練室　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ⑺　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。	一　介護居室は、次の基準を満たすこと。 イ　一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ　地階に設けてはならないこと。 ニ　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 二　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。 三　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 四　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 五　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 六　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。		

		3　指定地域密着型特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	3　指定地域密着型特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	5　指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6　指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。 7　前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。	
5　第１項から第３項まで及び前項の規定に基づく規則に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところによる。 第４節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第66条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	5　第１項から第３項まで及び前項の規定に基づく規則に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところによる。 第４節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第66条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第百十三条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百二十五条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	

2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。	2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。		2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。 4　第三条の七第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。
（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第67条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が	（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第67条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が		（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第百十四条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が

提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。	提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。			提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。
第68条　削除	第68条　削除			第百十五条　削除
		（サービスの提供の記録） 第93条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定	（サービスの提供の記録） 第93条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定	（サービスの提供の記録） 第百十六条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定

		地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、入居者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第94条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、入居者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第94条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 （利用料等の受領） 第百十七条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	

		3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ⑵　おむつ代 ⑶　前２号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ⑵　おむつ代 ⑶　前２号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 二　おむつ代 三　前二号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第69条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第69条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。			（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第百十八条　第百十八条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援	

			助を妥当適切に行わなければならない。	
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。		2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	
3　地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		3　地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	
4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
5　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。	5　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。			

⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直	⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直		5　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 7　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
		（地域密着型特定施設サービス計画の作成） 第95条　指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（条例第63条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス	（地域密着型特定施設サービス計画の作成） 第95条　指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（条例第63条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス	（地域密着型特定施設サービス計画の作成） 第百十九条　指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第百十条第一項第四号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービ	

		計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。	計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。	ス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。	

		6　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第96条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭(しき)しなければならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前３	6　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第96条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭(しき)しなければならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前３	6　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7　第二項から第五項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第百二十条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前三

		項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 （機能訓練） 第97条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第98条　指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （相談及び援助） 第99条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 （利用者の家族との連携等） 第100条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連	項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 （機能訓練） 第97条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第98条　指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （相談及び援助） 第99条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 （利用者の家族との連携等） 第100条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連	項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 （機能訓練） 第百二十一条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第百二十二条　指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （相談及び援助） 第百二十三条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 （利用者の家族との連携等） 第百二十四条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との	

		携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第 101 条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ⑶　入居定員及び居室数 ⑷　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　緊急時等における対応方法 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第 102 条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指	携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第 101 条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ⑶　入居定員及び居室数 ⑷　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　緊急時等における対応方法 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第 102 条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指	連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第百二十五条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三　入居定員及び居室数 四　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六　施設の利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百二十六条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な

		定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、地域密着型特定施設従業者に対し、研修機関又は当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設	定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、地域密着型特定施設従業者に対し、研修機関又は当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設	指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の

		入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、地域密着型特定施設従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、地域密着型特定施設従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
（非常災害対策） 第70条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整	（非常災害対策） 第70条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整				

備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（衛生管理等） 第103条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	（衛生管理等） 第103条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	

		⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。		
		（協力医療機関等） 第 104 条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 （新設）	（協力医療機関等） 第 104 条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。	（協力医療機関等） 第百二十七条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 （新設）	（協力医療機関等） 第百二十七条　（略） ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

			⑴　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。		一　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
		（新設）	３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。	（新設）	３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
		（新設）	４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	（新設）	４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
		（新設）	５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（新設）	５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
		（新設）	６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医	（新設）	６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医

			療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。		療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
		2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	7　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	7　（略）
		（記録の整備） 第105条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　地域密着型特定施設サービス計画 ⑵　第93条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第69条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録	（記録の整備） 第105条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　地域密着型特定施設サービス計画 ⑵　第93条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第69条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録	（記録の整備） 第百二十八条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　地域密着型特定施設サービス計画 二　第百十六条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（記録の整備） 第百二十八条　（略） 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　第百十六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

		⑷　第 102 条第３項に規定する結果等の記録 ⑸　次条において準用する第 21 条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑹　条例第 71 条において準用する条例第 16 条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　条例第 71 条において準用する条例第 60 条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　次条において準用する第 40 条の 12 第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	⑷　第 102 条第３項に規定する結果等の記録 ⑸　次条において準用する第 21 条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　条例第 71 条において準用する条例第 16 条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　条例第 71 条において準用する条例第 60 条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　次条において準用する第 40 条の 12 第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	四　第百二十六条第三項に規定する結果等の記録 五　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 六　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 七　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	四　第百二十六条第三項の規定による結果等の記録 五　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 六　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 七　次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八　（略）
（準用） 第 71 条　第 15 条、第 16 条、第 17 条の２、第 18 条、第 28 条の７、第 48 条及び第 60 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第 48 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第 71 条　第 15 条、第 16 条、第 17 条の２、第 18 条、第 28 条の７、第 48 条及び第 60 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第 48 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第 106 条　第４条、第６条、第７条、第 16 条、第 21 条、第 23 条の２、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条及び 40 条の 12 第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第 10 条」とあるのは「第66条第１項」と、第23条の２第２項及び第 25 条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 40 条の 12 第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」	（準用） 第 106 条　第４条、第６条、第７条、第 16 条、第 21 条、第 23 条の２、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条、第 40 条の 12 第１項から第４項まで及び第74条の２の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第66条第１項」と、第 23 条の２第２項及び第 25 条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 40 条の 12 第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について	（準用） 第百二十九条　第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで及び第八十条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第二十八条第二項中	（準用） 第百二十九条　第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条及び第八十六条の二の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第二十

		と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。	八条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。
第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第１節　基本方針等 （基本方針） 第72条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第１節　基本方針等 （基本方針） 第72条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第七章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第一節　基本方針 （基本方針） 第百三十条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十二項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及	

療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。			び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	
2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。	2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。			2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。	
3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
（入所定員） 第73条　法第78条の２第１項の条例で定める数は、29以下とする。	（入所定員） 第73条　法第78条の２第１項の条例で定める数は、29以下とする。				
		第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準	第二節　人員に関する基準	
				（従業者の員数）	（従業者の員数）

第74条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第74条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第107条　条例第74条第１項各号に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第107条　条例第74条第１項各号に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第百三十一条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。	第百三十一条　（略）
⑴　医師	⑴　医師	⑴　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	⑴　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	一　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
⑵　生活相談員	⑵　生活相談員	⑵　生活相談員　１以上	⑵　生活相談員　１以上	二　生活相談員　一以上	
⑶　介護職員又は看護職員	⑶　介護職員又は看護職員	⑶　介護職員又は看護職員 ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、１以上	⑶　介護職員又は看護職員 ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、１以上	三　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） イ　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。 ロ　看護職員の数は、一以上とすること。	
⑷　栄養士又は管理栄養士	⑷　栄養士又は管理栄養士	⑷　栄養士又は管理栄養士　１以上	⑷　栄養士又は管理栄養士　１以上	四　栄養士又は管理栄養士　一以上	
⑸　機能訓練指導員	⑸　機能訓練指導員	⑸　機能訓練指導員　１以上	⑸　機能訓練指導員　１以上	五　機能訓練指導員　一以上	
⑹　介護支援専門員	⑹　介護支援専門員	⑹　介護支援専門員　１以上	⑹　介護支援専門員　１以上	六　介護支援専門員　一以上	
２　前項各号に掲げる従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項各号に掲げる従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、	２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、	２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、	２～７　（略）

		新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4　第１項第１号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第17項、次条第１項第６号並びに第 129 条第１項第３号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5　第１項第２号の生活相談員は、常勤でなければならな	新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4　第１項第１号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第17項、次条第１項第６号並びに第 129 条第１項第３号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5　第１項第２号の生活相談員は、常勤でなければならな	新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4　第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第百三十二条第一項第六号並びに第百六十条第一項第三号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5　第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければなら

		い。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 ６　第１項第３号の介護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 ７　第１項第３号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員	い。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 ６　第１項第３号の介護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 ７　第１項第３号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員	ない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。 ６　第一項第三号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。 ７　第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。 ８　第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員	八　第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一・二　（略）

		⑶　病院（病床数が 100 以上のものに限る。）　栄養士又は管理栄養士 ⑷　病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）　介護支援専門員 ⑸　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 9　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 10　第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 11　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第 70 号）第 69 条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下	⑶　病院（病床数が 100 以上のものに限る。）　栄養士又は管理栄養士 （削る） ⑷　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 9　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 10　第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 11　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第 70 号）第 69 条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下	三　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） 四　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 9　第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 10　第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 11　第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下	三　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。） 四　（略） 9～17　（略）

		「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
		13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われ	13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われ	13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとき	

		ると認められるときは、これを置かないことができる。 14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。 15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項及び条例第74条第１項に定める人員に関する基準を満たす従	ると認められるときは、これを置かないことができる。 14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。 15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項及び条例第74条第１項に定める人員に関する基準を満たす従	は、これを置かないことができる。 14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。 15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該

		業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第55条及び条例第41条第１項若しくは第138条及び条例第88条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に定める人員に関する基準を満たす（条例第41条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合及び条例第88条第３項の規定により規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合並びに指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第55条及び条例第41条第１項若しくは第138条及び条例第88条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に定める人員に関する基準を満たす（条例第41条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合及び条例第88条第３項の規定により規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合並びに指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第３項の規定により同条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなされる場合を含む。）従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	
		17　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉	17　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉	17　第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉	

		施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあっては、介護支援専門員の数は、同号の規定に関わらず、１以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに１を標準とする。）とする。	施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあっては、介護支援専門員の数は、同号の規定に関わらず、１以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに１を標準とする。）とする。	施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）とする。	
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第三節　設備に関する基準	
				（設備）	（設備）
第75条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 ⑴　居室	第75条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 ⑴　居室	第108条　条例第75条第１項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居室	第108条　条例第75条第１項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居室	第百三十二条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室	第百三十二条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略）
				イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。	
		ア　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。	ア　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。	ロ　入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。	
		イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	ハ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	
		ウ　間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。	ウ　間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。		
⑵　静養室	⑵　静養室	⑵　静養室　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	⑵　静養室　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	二　静養室　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	

⑶　浴室	⑶　浴室	⑶　浴室 ア　要介護者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	⑶　浴室 ア　要介護者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	三　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。	
⑷　洗面設備	⑷　洗面設備	⑷　洗面設備 ア　居室のある階ごとに設けること。 イ　要介護者が使用するのに適したものとすること。	⑷　洗面設備 ア　居室のある階ごとに設けること。 イ　要介護者が使用するのに適したものとすること。	四　洗面設備 イ　居室のある階ごとに設けること。 ロ　要介護者が使用するのに適したものとすること。	
⑸　便所	⑸　便所	⑸　便所 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ウ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	⑸　便所 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ウ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	五　便所 イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。	
⑹　医務室	⑹　医務室	⑹　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療	⑹　医務室　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するた	六　医務室　医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機	六　医務室　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療する

		機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	めに必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	ために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
⑺　食堂及び機能訓練室	⑺　食堂及び機能訓練室	⑺　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ　必要な備品を備えること。	⑺　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ　必要な備品を備えること。	七　食堂及び機能訓練室 イ　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ロ　必要な備品を備えること。	七～九　（略）
⑻　廊下	⑻　廊下	⑻　廊下　幅は、1.5 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、これによらないことができる。	⑻　廊下　幅は、1.5 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、これによらないことができる。	八　廊下幅　一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。	
⑼　汚物処理室	⑼　汚物処理室				
⑽　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	⑽　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	⑼　バルコニー ア　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。	⑼　バルコニー ア　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。	九　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	

⑾　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に必要な設備 2　1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる。 3　前項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。 第4節　運営に関する基準 （入退所） 第76条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精	⑾　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に必要な設備 2　1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる。 3　前項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。 第4節　運営に関する基準 （入退所） 第76条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精	イ　幅は、内法による測定で、90 センチメートル以上とすること。 ⑽　手すり　入所者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第75条第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 第3節　運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応） 第 109 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	イ　幅は、内法による測定で、90 センチメートル以上とすること。 ⑽　手すり　入所者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第75条第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 第3節　運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応） 第 109 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	2　前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 第四節　運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応） 第百三十三条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （入退所） 第百三十四条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上	2　（略）

神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。	神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。		又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。
2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。	2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。		2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。	3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。		3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。		4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
5　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。	5　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。		5　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（施行規則第65条の４第１号ハに規定する計画を含む。）の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（施行規則第65条の４第１号ハに規定する計画を含む。）の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
		（サービスの提供の記録） 第 110 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、入所者	（サービスの提供の記録） 第 110 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、入所者	（サービスの提供の記録） 第百三十五条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	

		からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第 111 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成９年法律第 124 号。以下「施行法」という。）第13条第３項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第 130 条第１項及び第２項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得	からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第 111 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成９年法律第 124 号。以下「施行法」という。）第13条第３項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第 130 条第１項及び第２項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得	（利用料等の受領） 第百三十六条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第百六十一条第一項及び第二項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス	

		た額の支払を受けるものとする。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 ⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第５項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第１号に規定する食費の特定基準費用額。第130条第３項第１号において同じ。）（法第51条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入	た額の支払を受けるものとする。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 ⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第５項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第１号に規定する食費の特定基準費用額。第130条第３項第１号において同じ。）（法第51条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入	費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額。第百六十一条第三項第一号において同じ。）（法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額（特定

		所者にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定負担限度額。第130条第３項第１号において同じ。））を限度とする。）	所者にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定負担限度額。第130条第３項第１号において同じ。））を限度とする。）	要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額。第百六十一条第三項第一号において同じ。））を限度とする。）	
		⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定基準費用額。第130条第３項第２号において同じ。）（法第51条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定負担限度額。第130条第３項第２号において同じ。））を限度とする。）	⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定基準費用額。第130条第３項第２号において同じ。）（法第51条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定負担限度額。第130条第３項第２号において同じ。））を限度とする。）	二　居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額。第百六十一条第三項第二号において同じ。）（法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額。第百六十一条第三項第二号において同じ。））を限度とする。）	
		⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	

		⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑸　理美容代 ⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑸　理美容代 ⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	四　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　理美容代 六　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第77条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入	（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第77条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入			（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第百三十七条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づ	

所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。	所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。		き、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。		2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。	5　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。		

⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催し	⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催し			5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

なければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	なければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
		（地域密着型施設サービス計画の作成） 第 112 条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介	（地域密着型施設サービス計画の作成） 第 112 条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介	（地域密着型施設サービス計画の作成） 第百三十八条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者	

		護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	

		に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域	に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域	に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域	

		密着型介護老人福祉施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。 10　計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ⑴　定期的に入所者に面接すること。	密着型介護老人福祉施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。 10　計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ⑴　定期的に入所者に面接すること。	密着型介護老人福祉施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。 10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一　定期的に入所者に面接すること。	

		⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ⑴　入所者が要介護更新認定を受けた場合 ⑵　入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第113条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切	⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ⑴　入所者が要介護更新認定を受けた場合 ⑵　入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第113条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切	二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一　入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合 二　入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12　第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第百三十九条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切

		な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第 114 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時	な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第 114 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時	な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第百四十条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な

		間に提供しなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （相談及び援助） 第 115 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第 116 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の	間に提供しなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （相談及び援助） 第 115 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第 116 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の	時間に提供しなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （相談及び援助） 第百四十一条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第百四十二条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の	

		機会を確保するよう努めなければならない。 ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （機能訓練） 第 117 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 （栄養管理） 第 117 条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第 117 条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 （健康管理） 第 118 条　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護	機会を確保するよう努めなければならない。 ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （機能訓練） 第 117 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 （栄養管理） 第 117 条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第 117 条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 （健康管理） 第 118 条　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護	機会を確保するよう努めなければならない。 ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （機能訓練） 第百四十三条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 （栄養管理） 第百四十三条の二　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第百四十三条の三　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 （健康管理） 第百四十四条　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は

		職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	
		（入所者の入院期間中の取扱い） 第 119 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	（入所者の入院期間中の取扱い） 第 119 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	（入所者の入院期間中の取扱い） 第百四十五条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	
（緊急時等の対応） 第77条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第74条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	（緊急時等の対応） 第77条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第74条第１項第１号に掲げる医師及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設が定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時			（緊急時等の対応） 第百四十五条の二　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第百三十一条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	（緊急時等の対応） 第百四十五条の二　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第百三十一条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

	等における対応方法を定めておかなければならない。				
（新設）	２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。			（新設）	２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
（管理者による管理） 第78条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この章において同じ。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。	（管理者による管理） 第78条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この条において同じ。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。			（管理者による管理） 第百四十六条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。	（管理者による管理） 第百四十六条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。
		（計画担当介護支援専門員の責務） 第 120 条　計画担当介護支援専門員は、第 112 条に規定する	（計画担当介護支援専門員の責務） 第 120 条　計画担当介護支援専門員は、第 112 条に規定する	（計画担当介護支援専門員の責務） 第百四十七条　計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に	（計画担当介護支援専門員の責務） 第百四十七条　計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に

		業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 ⑵　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 ⑶　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 ⑷　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 ⑸　条例第77条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。	業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 ⑵　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 ⑶　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 ⑷　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 ⑸　条例第77条第６項第３号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具	規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 三　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 四　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 五　第百三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一～四　（略） 五　第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

			体的内容の記録を行うこと。		
		⑹　条例第81条において準用する条例第16条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。 ⑺　条例第80条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	⑹　条例第81条において準用する条例第16条第２項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 ⑺　条例第80条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	六　第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。 七　第百五十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	六　第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 七　第百五十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。
		（運営規程） 第121条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入所定員 ⑷　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　施設の利用に当たっての留意事項 ⑹　緊急時等における対応方法 ⑺　非常災害対策 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第121条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入所定員 ⑷　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　施設の利用に当たっての留意事項 ⑹　緊急時等における対応方法 ⑺　非常災害対策 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第百四十八条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　施設の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入所定員 四　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　施設の利用に当たっての留意事項 六　緊急時等における対応方法 七　非常災害対策 八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他施設の運営に関する重要事項	
		（勤務体制の確保等） 第122条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対	（勤務体制の確保等） 第122条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対	（勤務体制の確保等） 第百四十九条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者	

		し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実	し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実	に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	

		施その他必要な措置を講じなければならない。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第 123 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第 124 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、	施その他必要な措置を講じなければならない。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第 123 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第 124 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第百五十条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第百五十一条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、	

		又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 （協力病院等）	又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 （協力医療機関等）	又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 四　前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 （協力病院等）	（協力医療機関等）

		第 125 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	第 125 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。	第百五十二条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	第百五十二条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
		（新設）	⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	（新設）	一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
		（新設）	⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。	（新設）	二　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
		（新設）	⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	（新設）	三　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
		（新設）	２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型介護老人福祉施設	（新設）	２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉

			に係る指定を行った市長に届け出なければならない。		施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
		（新設）	3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	（新設）	3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
		（新設）	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（新設）	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
		（新設）	5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（新設）	5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
		2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	6　（略）
（秘密保持等） 第79条　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	（秘密保持等） 第79条　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。			（秘密保持等） 第百五十三条　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。	2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第126条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第126条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第百五十四条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第80条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第80条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又			（事故発生の防止及び発生時の対応） 第百五十五条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の	

はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ⑶　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ⑶　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	（記録の整備） 第 127 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　地域密着型施設サービス計画 ⑵　第 110 条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第 77 条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑷　次条において準用する第 21 条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　条例第 81 条において準用する条例第 16 条第２項に規定する苦情の内容等の記録	（記録の整備） 第 127 条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　地域密着型施設サービス計画 ⑵　第 110 条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　条例第 77 条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑷　次条において準用する第 21 条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　条例第 81 条において準用する条例第 16 条第２項に規定する苦情の内容等の記録	4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （記録の整備） 第百五十六条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　地域密着型施設サービス計画 二　第百三十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録	（記録の整備） 第百五十六条　（略） 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　（略） 二　第百三十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録

		⑹　条例第80条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第40条の12第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	⑹　条例第80条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第40条の12第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	六　前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	六　前条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　（略）
（準用） 第81条　第10条、第11条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の７及び第70条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と読み替えるものとする。	（準用） 第81条　第10条、第11条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の７及び第70条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と読み替えるものとする。	（準用） 第128条　第４条、第６条、第７条、第16条、第21条、第23条の２、第25条、第26条、第29条及び第40条の12第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第81条において準用する条例第10条」と、第７条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する	（準用） 第128条　第４条、第６条、第７条、第16条、第21条、第23条の２、第25条、第26条、第29条、第40条の12第１項から第４項まで及び第74条の２の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第81条において準用する条例第10条」と、第７条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい	（準用） 第百五十七条　第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条及び第三十四条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者	（準用） 第百五十七条　第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで及び第八十六条の二の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支

		者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	て知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。	援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。
第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第１款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第 82 条　第 72 条、第３節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」	第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第１款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第 82 条　第 72 条、第３節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」	第４節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	第４節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	第五節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第百五十八条　第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニ	

という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第83条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第83条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			ット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第百五十九条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
第２款　設備に関する基準	第２款　設備に関する基準	第１款　設備に関する基準	第１款　設備に関する基準	第二款　設備に関する基準

第84条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 ⑴　ユニット ア　居室	第84条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 ⑴　ユニット ア　居室	（設備） 第129条　条例第84条第１項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　ユニット ア　居室 （ア）　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、１のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 （イ）　１の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第84条第２項ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。 （ウ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（設備） 第129条　条例第84条第１項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　ユニット ア　居室 （ア）　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、１のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 （イ）　１の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第84条第２項ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。 （ウ）ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	（設備） 第百六十条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一　ユニット イ　居室 ⑴　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ⑵　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 ⑶　一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、⑴ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。 ⑷　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	
イ　共同生活室	イ　共同生活室	イ　共同生活室 （ア）　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者	イ　共同生活室 （ア）　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者	ロ　共同生活室 ⑴　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニ	

		が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （イ）　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （ウ）　必要な設備及び備品を備えること。	が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （イ）　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （ウ）　必要な設備及び備品を備えること。	ットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ⑵　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ⑶　必要な設備及び備品を備えること。	
ウ　洗面設備	ウ　洗面設備	ウ　洗面設備 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　要介護者が使用するのに適したものとすること。	ウ　洗面設備 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　要介護者が使用するのに適したものとすること。	ハ　洗面設備 ⑴　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ⑵　要介護者が使用するのに適したものとすること。	
エ　便所	エ　便所	エ　便所 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 （ウ）　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	エ　便所 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 （ウ）　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	ニ　便所 ⑴　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ⑵　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。	
⑵　浴室	⑵　浴室	⑵　浴室	⑵　浴室	二　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。	

		ア　要介護者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	ア　要介護者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。		
⑶　医務室	⑶　医務室	⑶　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	⑶　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	三　医務室　医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	
⑷　廊下	⑷　廊下	⑷　廊下　幅は、1.5 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、これによらないことができる。	⑷　廊下　幅は、1.5 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、これによらないことができる。	四　廊下幅　一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。	
⑸　汚物処理室	⑸　汚物処理室				
⑹　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	⑹　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	⑸　バルコニー ア　ユニットが２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、	⑸　バルコニー ア　ユニットが２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、	五　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	

		救出その他必要な行為に有効となるように設けること。 イ　幅は、内法による測定で、90 センチメートル以上とすること。	救出その他必要な行為に有効となるように設けること。 イ　幅は、内法による測定で、90 センチメートル以上とすること。		
⑺　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に必要な設備 ２　１の居室の定員は、１人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。 ３　前項に規定するもののほか、第１項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	⑺　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に必要な設備 ２　１の居室の定員は、１人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。 ３　前項に規定するもののほか、第１項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	⑹　手すり　入居者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 ２　条例第84条第１項第２号から第７号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	⑹　手すり　入居者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 ２　条例第84条第１項第２号から第７号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	２　前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない	
第３款　運営に関する基準	第３款　運営に関する基準	第２款　運営に関する基準	第２款　運営に関する基準	第三款　運営に関する基準	
		（利用料等の受領） 第 130 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密	（利用料等の受領） 第 130 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密	（利用料等の受領） 第百六十一条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地	

		着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
		2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
		3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 ⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） ⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定によ	3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 ⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） ⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定によ	3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定

		り特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） ⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑸　理美容代 ⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項	り特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） ⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑸　理美容代 ⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項	により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　理美容代 六　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項	

		各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第85条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第85条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。		（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第百六十二条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。		4　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入居者又は他の入居者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護	7　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入居者又は他の入居者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護		7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入居者又はその家族に対して説明した上で、文書により入居者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに第６項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第７項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直	するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入居者又はその家族に対して説明した上で、文書により入居者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに第６項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第７項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直			

ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 10　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 11　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 10　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 11　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
		（介護） 第 131 条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	（介護） 第 131 条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	（介護） 第百六十三条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	

		2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

		7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第 132 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう	7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第 132 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう	7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第百六十四条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう

		必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第 133 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。	必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第 133 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。	必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第百六十五条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。	

		（運営規程） 第 134 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入居定員 ⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑸　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　緊急時等における対応方法 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第 134 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入居定員 ⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑸　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　緊急時等における対応方法 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第百六十六条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　施設の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入居定員 四　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　施設の利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他施設の運営に関する重要事項	
		（勤務体制の確保等） 第 135 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第 135 条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第百六十七条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第百六十七条　（略）

		2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 ⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 ⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉	2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介	2～4　（略）

		施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	
		（新設）	5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	（新設）	5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
		5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。	6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。		
		6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の	7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の	5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の	6　（略）

		明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第136条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第136条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第百六十八条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
（準用） 第86条　第10条、第11条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の７、第70条、第76条及び第78条から第80条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節第３款」と読み替えるものとする。	（準用） 第86条　第10条、第11条、第16条、第17条の２、第18条、第28条の７、第70条、第76条及び第77条の２から第80条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条、第17条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第28条の７第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節第３款」と読み替えるものとする。	（準用） 第137条　第４条、第６条、第７条、第16条、第21条、第23条の２、第25条、第26条、第29条、第40条の12第１項から第４項まで、第109条、第110条、第112条、第115条、第117条から第120条まで及び第124条から第127条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第86条において準用する条例第10条」と、第７条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第23条の２第２項及び第25条第１項	（準用） 第137条　第４条、第６条、第７条、第16条、第21条、第23条の２、第25条、第26条、第29条、第40条の12第１項から第４項まで、第74条の２、第109条、第110条、第112条、第115条、第117条から第120条まで及び第124条から第127条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10条」とあるのは「第86条において準用する条例第10条」と、第７条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第23条の２第２項	（準用） 第百六十九条　第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで、第百三十三条から第百三十五条まで、第百三十八条、第百四十一条、第百四十三条から第百四十七条まで及び第百五十一条から第百五十六条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百六十六条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の	（準用） 第百六十九条　第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十六条の二、第百三十三条から第百三十五条まで、第百三十八条、第百四十一条、第百四十三条から第百四十七条まで及び第百五十一条から第百五十六条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百六十六条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並

		中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 40 条の 12 第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第 120 条中「第 112 条」とあるのは「第 137 条において準用する第 112 条」と、同条第５号中「第 77 条第６項第３号」とあるのは「第85条第８項第３号」と、同条第６号中「第81条」とあるのは「第86条」と、同条第７号中「第80条第３項」とあるのは「第86条において準用する条例第80条第３項」と、第 127 条第２項第２号中「第 110 条第２項」とあるのは「第 137 条において準用する第 110 条第２項」と、同項第３号中「第 77 条第６項第３号」とあるのは「第85条第８項第３号」と、同項第４号中「次条」とあるのは「第 137 条」と、同項第５号中「第 81 条」とあるのは「第 86 条」と、同項第６号中「第80条第３項」とあるのは「第86条において準用する条例第80条第３項」と読み替えるものとする。	及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 40 条の 12 第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第 120 条中「第 112 条」とあるのは「第 137 条において準用する第 112 条」と、同条第５号中「第 77 条第６項第３号」とあるのは「第85条第８項第３号」と、同条第６号中「第 81 条」とあるのは「第86条において準用する条例第80条第３項」と、第 127 条第２項第２号中「第 110 条第２項」とあるのは「第 137 条において準用する第 110 条第２項」と、同項第３号中「第77条第６項第３号」とあるのは「第85条第８項第３号」と、同項第４号中「次条」とあるのは「第 137 条」と、同項第５号中「第81条」とあるのは「第86条」と、同項第６号中「第80条第３項」とあるのは「第86条において準用する条例第80条第３項」と読み替えるものとする。	三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百四十七条中「第百三十八条」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同条第六号中「第百五十七条」とあるのは「第百六十九条」と、同条第七号中「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百五十五条第三項」と、第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条第二項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十五条第二項」と、同	びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百四十七条中「第百三十八条」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同条第六号中「第百五十七条」とあるのは「第百六十九条」と、同条第七号中「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百五十五条第三項」と、第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条第二項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百三十五条第二項」と、同

				「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。	項第三号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。
第９章　看護小規模多機能型居宅介護 第１節　基本方針 第87条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する訪問看護の基本方針及び第40条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第２節　人員に関する基準 （従業者） 第88条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」とい	第９章　看護小規模多機能型居宅介護 第１節　基本方針 第87条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する訪問看護の基本方針及び第40条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第２節　人員に関する基準 （従業者） 第88条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」とい	第９章　看護小規模多機能型居宅介護 第１節　人員に関する基準 （従業者の員数等） 第138条　条例第88条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、次の各号に掲げる時間帯の区分	第９章　看護小規模多機能型居宅介護 第１節　人員に関する基準 （従業者の員数等） 第138条　条例第88条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、次の各号に掲げる時間帯の区分	第八章　看護小規模多機能型居宅介護 第一節　基本方針 （基本方針） 第百七十条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数等） 第百七十一条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と	（従業者の員数等） 第百七十一条　（略）

う。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　看護小規模多機能型居宅介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	う。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）を置かなければならない。 ２　看護小規模多機能型居宅介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（条例第42条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、条例第89条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介	に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（条例第42条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、条例第89条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介	いう。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第六十三条第七項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型

		護事業所の登録者並びにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所、当該本体事業所に係る他のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を２以上 ⑵　夜間及び深夜の時間帯当該時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上	護事業所の登録者並びにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所、当該本体事業所に係る他のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を２以上 ⑵　夜間及び深夜の時間帯当該時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第六項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第八項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第六項において同じ。）に当たる者を一以	

				上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	
		2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。 4　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で 2.5 以上の者は、保健師又は看護職員でなければならない。	2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。 4　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で 2.5 以上の者は、保健師又は看護職員でなければならない。	2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3　第一項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。 4　第一項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で二・五以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。	２～６　（略）
		5　第１項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち１以上は、看護職員でなければならない。	5　第１項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち１以上は、看護職員でなければならない。	5　第一項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、一以上の者は、看護職員でなければならない。	
		6　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（条例第42条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行	6　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（条例第42条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行	6　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第六十三条第七項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行	

		う指定看護小規模多機能型居宅介護及び条例第89条第２項に規定する本体事業所（以下この章において「本体事業所」という。）である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	う指定看護小規模多機能型居宅介護及び条例第89条第２項に規定する本体事業所（以下この章において「本体事業所」という。）である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第八項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	
		７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げる施設等が併設されている場合において、前各項及び条例第88条第１項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該	７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げる施設等が併設されている場合において、前各項及び条例第88条第１項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該	７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲	７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲

		各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑵　指定地域密着型特定施設 ⑶　指定地域密着型介護老人福祉施設 ⑷　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） ⑸　介護医療院 ８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。	各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑵　指定地域密着型特定施設 ⑶　指定地域密着型介護老人福祉施設 （削る） ⑷　介護医療院 ８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。	げる施設等の職務に従事することができる。 一　指定認知症対応型共同生活介護事業所 二　指定地域密着型特定施設 三　指定地域密着型介護老人福祉施設 四　指定介護療養型医療施設（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） 五　介護医療院 ８　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用	げる施設等の職務に従事することができる。 一～三　（略） （削る） 四　（略） ８～14　（略）

				者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、二人以上とすることができる。	
		9　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	9　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	9　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	
		10　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で１以上とする。	10　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で１以上とする。	10　第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で一以上とする。	
		11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければなら	11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければなら	11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければなら	

		ない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 12　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 13　第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第 143 条において「研修修了者」という。）を置くことができる。 14　条例第88条第３項の規則で定める基準は、第４項に規定する基準とする。	ない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 12　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 13　第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第 143 条において「研修修了者」という。）を置くことができる。 14　条例第88条第３項の規則で定める基準は、第４項に規定する基準とする。	ない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 12　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 13　第十一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第百七十九条において「研修修了者」という。）を置くことができる。 14　指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多
３　指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多	３　指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多			

機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第35条第１項第１号アに規定する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号並びに同項第１号ア及び第２号に係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第７条第３項の規定により同条第１項第４号ア及び同号アに係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、規則で定める基準を満たしているものとみなすことができる。	機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第35条第１項第１号アに規定する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号並びに同項第１号ア及び第２号に係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第７条第３項の規定により同条第１項第４号ア及び同号アに係る同条第２項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、規則で定める基準を満たしているものとみなすことができる。			機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第四項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第三条の四第十二項の規定により同条第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
（管理者）	（管理者）	（管理者の兼務が可能な併設施設）		（管理者）	（管理者）
第89条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規	第89条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第139条　条例第89条第１項の規則で定める施設等は、前条第７項各号に掲げる施設等とする。	第139条　削除	第百七十二条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定	第百七十二条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に

模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等の職務に従事することができるものとする。				看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。	従事することができるものとする。
2　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	2　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。			2　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	2・3　（略）

３　第１項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第90条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。	３　第１項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第90条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。		３　第一項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第百七十三条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第３節　設備に関する基準 （登録定員及び利用定員） 第91条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員の数（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18）以下とする。 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）及び宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第42条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処	第３節　設備に関する基準 （登録定員及び利用定員） 第91条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員の数（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18）以下とする。 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）及び宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第42条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処	第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準	第三節　設備に関する基準 （登録定員及び利用定員） 第百七十四条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十九人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）以下とする。 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。	

遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を、第89条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用定員の数（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。 ⑴　通いサービス　登録定員の数の２分の１から15（登録定員の数が25を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12）まで 登録定員の数 / 利用定員の数 26又は27 / 16 28 / 17 29 / 18	遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を、第89条第２項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用定員の数（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。 ⑴　通いサービス　登録定員の数の２分の１から15（登録定員の数が25を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12）まで 登録定員の数 / 利用定員の数 26又は27 / 16 28 / 17 29 / 18			

一　通いサービス　登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては十二人）まで

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の数の３分の１から９（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６）まで （設備及び備品等） 第92条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の数の３分の１から９（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６）まで （設備及び備品等） 第92条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第140条　条例第92条第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居間及び食堂　機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ⑵　宿泊室 ア　１の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　１の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上とすること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が１人である宿泊室の床面積について	第140条　条例第92条第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居間及び食堂　機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ⑵　宿泊室 ア　１の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 イ　１の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上とすること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が１人である宿泊室の床面積について	二　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、六人）まで （設備及び備品等） 第百七十五条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 二　宿泊室 イ　一の宿泊室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ロ　一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が一人である宿泊室の床面積については、六・四	

		は、6.4 平方メートル以上とすることができる。 ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員の数（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。 エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。 オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができること。	は、6.4 平方メートル以上とすることができる。 ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員の数（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。 エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。 オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができること。	平方メートル以上とすることができる。 ハ　イ及びロを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニ　プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 ホ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。	

		⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第92条第１項に定める設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	⑶　手すり　利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2　条例第92条第１項に定める設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	3　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	
	第４節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準	
（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第93条　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第93条　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第百七十六条　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	

		（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第 141 条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うこと。 ⑵　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第 143 条第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むこ	（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第 141 条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うこと。 ⑵　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 ⑶　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第 143 条第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むこ	（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第百七十七条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。 二　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 三　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むこ	（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第百七十七条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。 二～六　（略）

		とができるよう必要な援助を行うこと。 ⑷　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うこと。 ⑸　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員の数（登録者の数の上限をいう。）に比べて著しく少ない状態が続かないようにすること。	とができるよう必要な援助を行うこと。 ⑷　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うこと。 ⑸　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員の数（登録者の数の上限をいう。）に比べて著しく少ない状態が続かないようにすること。	とができるよう必要な援助を行うものとする。 四　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。	
（身体的拘束等の禁止） 第94条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ２　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。	（身体的拘束等の禁止） 第94条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ２　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。			五　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 六　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第１項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第２項各号に定める要件のいずれにも該当するかにつ	⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第１項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第２項各号に定める要件のいずれにも該当するかにつ			

いて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 （新設）	いて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 ５　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。			（新設）	七　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ロ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 八～十二　（略）
		⑹　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者	⑹　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者	七　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 八　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者	

		が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 ⑺　看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、第 143 条第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行うこと。 ⑻　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うこと。 ⑼　特殊な看護等を行わないこと。 （主治の医師との関係） 第 142 条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の	が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 ⑺　看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、第 143 条第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行うこと。 ⑻　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うこと。 ⑼　特殊な看護等を行わないこと。 （主治の医師との関係） 第 142 条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の	が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 九　看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第百七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 十　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 十一　特殊な看護等については、これを行ってはならない。 （主治の医師との関係） 第百七十八条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常	

		保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に次条第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画及び同条第９項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に次条第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画及び同条第９項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。
		（看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成） 第 143 条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第 138 条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサ	（看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成） 第 143 条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第 138 条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサ	（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成） 第百七十九条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第百七十一条第十三項の規定により介護支援専門員を配置し

		テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 ３　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ４　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み	テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 ３　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ４　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み	ていないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第九項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 ２　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 ３　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ４　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み

		合わせた看護及び介護を行わなければならない。 5　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 6　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 7　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 8　第２項から第７項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。 10　前条第４項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。	合わせた看護及び介護を行わなければならない。 5　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 6　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 7　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 8　第２項から第６項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。 10　前条第４項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。	合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。 5　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 6　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 7　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。 8　第二項から第七項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。 10　前条第四項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。	
（緊急時等の対応）	（緊急時等の対応）			（緊急時等の対応）	

第95条　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ２　前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	第95条　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ２　前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	（記録の整備） 第 144 条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　居宅サービス計画 ⑵　看護小規模多機能型居宅介護計画 ⑶　条例第94条第３項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録	（記録の整備） 第 144 条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　居宅サービス計画 ⑵　看護小規模多機能型居宅介護計画 ⑶　条例第94条第３項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録	第百八十条　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ２　前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。 （記録の整備） 第百八十一条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　居宅サービス計画 二　看護小規模多機能型居宅介護計画 三　第百七十七条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（記録の整備） 第百八十一条　（略） ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　第百七十七条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

		⑷　第 142 条第２項に規定する主治の医師による指示の文書 ⑸　前条第９項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 ⑹　次条において準用する第 14 条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑺　次条において準用する第 21 条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑻　条例第 96 条において準用する条例第 16 条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑼　条例第 96 条において準用する条例第 17 条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑽　次条において準用する第 40 条の 12 第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	⑷　第 142 条第２項に規定する主治の医師による指示の文書 ⑸　前条第９項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 ⑹　次条において準用する第 14 条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑺　次条において準用する第 21 条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑻　条例第 96 条において準用する条例第 16 条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑼　条例第 96 条において準用する条例第 17 条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑽　次条において準用する第 40 条の 12 第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	四　第百七十八条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 五　第百七十九条第十項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 六　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 七　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 八　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 九　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 十　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	四・五　（略） 六　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 七　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 八　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 九　次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 十　（略）
（準用） 第 96 条　第 10 条、第 11 条、第 15 条から第 18 条まで、第 28 条の７及び第 49 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条並びに第 17 条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 28 条の７第２項中「この節」	（準用） 第 96 条　第 10 条、第 11 条、第 15 条から第 18 条まで、第 28 条の７及び第 49 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条並びに第 17 条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 28 条の７第２項中「この節」	（準用） 第145条　第４条から第７条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第29条、第40条の９、第40条の11、第40条の12、第58条から第61条まで、第63条から第65条まで、第67条から第72条まで及び第74条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第10	（準用） 第145条　第４条から第７条まで、第14条、第16条、第21条、第23条の２、第25条から第27条まで、第29条、第40条の９、第40条の11、第40条の12、第58条から第61条まで、第63条から第65条まで、第67条から第72条まで、第74条及び第74条の２の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１	（準用） 第百八十二条　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第三条の三十九、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第	（準用） 第百八十二条　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十

とあるのは「第９章第４節」と読み替えるものとする。	とあるのは「第９章第４節」と読み替えるものとする。	条」とあるのは「第96条において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第58条中「第55条第12項」とあるのは「第138条第13項」と、第60条及び第67条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条中「第55条第６項の表中欄」とあるのは「第138条第７項各号」と読み替えるものとする。	項中「第10条」とあるのは「第96条において準用する条例第10条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第40条の９第３項から第５項まで並びに第40条の11第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条の12第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第58条中「第55条第12項」とあるのは「第138条第13項」と、第60条及び第67条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条中「第55条第６項の表中欄」とあるのは「第138条第７項各号」と読み替えるものとする。	七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで及び第八十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第六十八条中「第六十三条第十二項」とあるのは「第百七十一条第十三項」と、第七十条及び第七十八条中「小	九条、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条及び第八十六条の二の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第六十八条中「第六十三条第十二項」とあるのは「第百七十一条第十三項」と、第七十条及び第七十八条中「小

				規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。	規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。
第 10 章　雑則	第 10 章　雑則	第 10 章　雑則	第 10 章　雑則	第九章　雑則	
（区域外事業所に係る特例） 第97条　次の各号のいずれかに該当する事業所（その所在地が本市の区域外にあるものに限る。）については、法第 78 条の４第１項及び第２項の規定に基づき当該所在地の市町村が条例で定める基準を満たすことをもって、この条例で定める基準を満たしているものとみなすものとする。 ⑴　介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）附則第 10 条第２項の規定により、法第 42 条の２第１項本文の指定を受けたものとみなされた事業所 ⑵　法第 78 条の２第１項の申請があった場合において、同条第４項第４号に規定する同意が得られた事業所 ⑶　法第 78 条の２第 10 項の規定により、市長による法第 42 条の２第１項本文の指定があったものとみなされた事業所	（区域外事業所に係る特例） 第97条　次の各号のいずれかに該当する事業所（その所在地が本市の区域外にあるものに限る。）については、法第 78 条の４第１項及び第２項の規定に基づき当該所在地の市町村が条例で定める基準を満たすことをもって、この条例で定める基準を満たしているものとみなすものとする。 ⑴　介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）附則第 10 条第２項の規定により、法第 42 条の２第１項本文の指定を受けたものとみなされた事業所 ⑵　法第 78 条の２第１項の申請があった場合において、同条第４項第４号に規定する同意が得られた事業所 ⑶　法第 78 条の２第 10 項の規定により、市長による法第 42 条の２第１項本文の指定があったものとみなされた事業所				

（委任） 第98条　この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、規則で定める。	（委任） 第98条　この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、規則で定める。	（電磁的記録等） 第146条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第６条第１項（第40条、第40条の14、第40条の14の２、第40条の25、第54条、第76条、第90条、第106条、第128条、第137条及び第145条において準用する場合を含む。）、第79条第１項、第93条第１項及び第110条第１項（第137条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、	（電磁的記録等） 第146条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第６条第１項（第40条、第40条の14、第40条の14の２、第40条の25、第54条、第76条、第90条、第106条、第128条、第137条及び前条において準用する場合を含む。）、第79条第１項、第93条第１項及び第110条第１項（第137条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電	（電磁的記録等） 第百八十三条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三条の十第一項（第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項、第百十六条第一項及び第百三十五条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ		

		電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
		2　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	2　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	2　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	
	附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際現に存する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改	附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際現に存する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

築された部分を除く。）については、第 32 条第１項、第 45 条第１項、第 55 条第２項及び第92条第１項の規定（便所に係る部分に限る。）は、適用しない。 ３　この条例の施行の際現に存する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定複合型サービス事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第45条第１項及び第55条第２項（汚物処理室に係る部分に限る。）、第65条第３項第６号、第75条第１項第９号、第84条第１項第５号並びに第92条第１項（汚物処理室に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	築された部分を除く。）については、第 32 条第１項、第 45 条第１項、第 55 条第２項及び第92条第１項の規定（便所に係る部分に限る。）は、適用しない。 ３　この条例の施行の際現に存する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定複合型サービス事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第45条第１項及び第55条第２項（汚物処理室に係る部分に限る。）、第65条第３項第６号、第75条第１項第９号、第84条第１項第５号並びに第92条第１項（汚物処理室に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。				
		（経過措置） ２　この規則の施行の際現に存する指定認知症対応型共同生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第78条第１項第２号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「内法による測定で、9.9 平方メートル以上	（経過措置） ２　この規則の施行の際現に存する指定認知症対応型共同生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第78条第１項第２号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「内法による測定で、9.9 平方メートル以上		

		（収納設備、洗面設備及び便所の床面積を除く。）」とあるのは、「7.43平方メートル以上」とする。 3　この規則の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第108条第1項第3号イ、同項第5号ウ、同項第9号、第129条第1項第1号エ（ウ）、同項第2号イ及び同項第5号の規定は、適用しない。	（収納設備、洗面設備及び便所の床面積を除く。）」とあるのは、「7.43平方メートル以上」とする。 3　この規則の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第108条第1項第3号イ、同項第5号ウ、同項第9号、第129条第1項第1号エ（ウ）、同項第2号イ及び同項第5号の規定は、適用しない。		
4　この条例の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第75条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。	4　この条例の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第75条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。				
5　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第31条第2項及び第35条第2項の規定の適用につ	5　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第31条第2項及び第35条第2項の規定の適用につ			（経過措置） 第二条　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）附則第三条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第四十三条第二項及び第四十七条第二項	

いては、第31条第２項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第 35 条第２項中「者であって、第31条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。	いては、第31条第２項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第 35 条第２項中「者であって、第31条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。			の規定の適用については、第四十三条第二項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第四十七条第二項中「者であって、第四十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。 第三条　平成十九年三月三十一日までの間に指定認知症対応型通所介護の事業を開始する場合における第四十三条第二項及び第四十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「者であって」とあるのは「者であって、平成十九年三月三十一日までに」とする。 第四条　平成十九年三月三十一日までの間に指定小規模多機能型居宅介護の事業を開始する場合における第六十三条第八項、第六十四条第二項及び第六十五条の規定の適用については、これらの規定中「別に」とあるのは「平成十九年三月三十一日までに、別に」とする。 第五条　介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十条第二項の規定により指定認知症対応型共同生活介護

				事業者とみなされた者に係る第九十二条の規定の適用については、同条中「者であって」とあるのは「者であって、平成二十一年三月三十一日までに」とする。 第六条　平成十九年三月三十一日までの間に指定認知症対応型共同生活介護の事業を開始する場合における第九十二条の規定の適用については、同条中「者であって」とあるのは「者であって、平成十九年三月三十一日までに」とする。	
６　介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年４月１日において現に２を超える共同生活住居を有していたものは、当分の間、第55条第１項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。	６　介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年４月１日において現に２を超える共同生活住居を有していたものは、当分の間、第55条第１項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。			第七条　平成十七年改正法附則第十条第二項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第九十三条第一項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。	
		４　介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）附則第 10 条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、	４　介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）附則第 10 条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、	第八条　平成十七年改正法附則第十条第二項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、この省令の施行の日（以下「施行日」とい	

		平成18年３月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては、第78条第１項第２号イの規定は、適用しない。	平成18年３月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては、第78条第１項第２号イの規定は、適用しない。	う。）の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十一年厚生省令第九十六号）附則第二項の規定の適用を受けていたものについては、第九十三条第四項の規定は適用しない。 第九条　平成十七年改正法附則第十条第二項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、この省令の施行の際現に定員四人以下であるものについては、第百十二条第四項第一号イの規定は適用しない。 第十条　平成十七年改正法附則第十条第三項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）附則第四条第一項の規定の適用を受けていたものに係る第百三十二条第一項第一号の規定の適用につ

				いては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。 ２　みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第四条第二項の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として四人」とあるのは「八人」とする。 第十一条　みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第五条の規定の適用を受けていたものについては、第百三十二条第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。 第十二条　みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号。以下「平成十五年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定の適用を受けていたものに係る第百六十条第一項第一号イ(3)(i)の規定の適用に	

				ついては、同号イ３(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。 ２　みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において平成十五年改正省令附則第三条第二項の規定の適用を受けていたものに係る第百六十条第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 第十三条　みなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、この省令の施行の際現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、第百三十一条第十四項の規定は適用しない。	
		５　一般病床（医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精	５　一般病床（医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精		

		神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第 108 条第１項第３号イ、同項第５号ウ、同項第９号、第 129 条第１項第１号エ（ウ）、同項第２号イ及び同	神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第 108 条第１項第３号イ、同項第５号ウ、同項第９号、第 129 条第１項第１号エ（ウ）、同項第２号イ及び同		

		項第５号の規定は、適用しない。 ６　一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年３月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第108条第１項第７号アの規定にかかわらず、食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。	項第５号の規定は、適用しない。 ６　一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年３月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第108条第１項第７号アの規定にかかわらず、食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。	第十四条　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第十六条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第百三十二条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合におい	

				て、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。		
		7　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第 108 条第１項第７号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	7　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第 108 条第１項第７号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	第十五条　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第百三十二条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	
		⑴　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	⑴　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	一　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	

		⑵　食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は 40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	⑵　食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は 40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	二　食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	
		８　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る廊下の幅は、第 108 条第１項第８号及び第 129 条第１項第４号の規定にかかわらず、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。	８　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る廊下の幅は、第 108 条第１項第８号及び第 129 条第１項第４号の規定にかかわらず、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。	第十六条　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第百三十二条第一項第八号及び第百六十条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊	

		9　第91条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	9　第91条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	下の幅は、一・六メートル以上とする。 第十七条　第百十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。	
		⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。	⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。	一　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。	

		⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数	⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数	二　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数	
7　第 65 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、	7　第 65 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年３月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、		第十八条　第百十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	

便所及び食堂を設けないことができる。	便所及び食堂を設けないことができる。			附　則　（平成一八年三月三一日厚生労働省令第八一号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 附　則　（平成一八年九月八日厚生労働省令第一五六号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成一九年五月三一日厚生労働省令第八五号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 附　則　（平成二〇年四月一〇日厚生労働省令第九三号） この省令は、平成二十年五月一日から施行する。 附　則　（平成二〇年九月一日厚生労働省令第一三七号）	

				この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二一年三月一三日厚生労働省令第三二号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附　則　（平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五四号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。 附　則　（平成二二年九月二九日厚生労働省令第一〇六号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二二年九月三〇日厚生労働省令第一〇八号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。		

				（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第七条　指定地域密着型介護老人福祉施設であって、この省令による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。）第百七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であって、この省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第百七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。	
８　平成23年９月１日前から引き続き存する第78条に規定する本体施設（以下この項において「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設（福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第	８　平成23年９月１日前から引き続き存する第78条に規定する本体施設（以下この項において「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設（福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第			２　この省令の施行の際現に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百三十一条第四項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施	

68 号）附則第５項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）については、同日以後に入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。	68 号）附則第５項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）については、同日以後に入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。			設については、この省令の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。 ３　この省令の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、この省令の施行後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サービス基準第百三十一条第十四項の規定は、適用しない。 ４　この省令の施行の際現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、この省令

				の施行後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、この省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サービス基準第百三十一条第十四項の規定は、適用しない。 （検討） 第十七条　厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老		

				人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 附　則　（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第四条　施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第七十八条の四第一項又は第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第百三十二条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。 ２　前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、	

				又は改築された部分を除く。）について、新地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。 附　則　（平成二三年一〇月二〇日厚生労働省令第一三一号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第五条　旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第四条の規定による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。 附　則　（平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附　則　（平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号）　抄		

				（施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附　則　（平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第三条　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始した第九条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）については、同条第十二項中「修了している者」とあるのは、「修了している者（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 2　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始した新指定地域密着型サービス基準第百	

				七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）については、同条第九項中「修了している者」とあるのは「修了している者（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」と、新指定地域密着型サービス基準第百七十二条第二項及び第百七十三条中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 3　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（新地域密着型サービス基準第六十四条第二項の規定により、当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る新指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定する本体事業所（以下この条において「本体事業所」という。）（指定複合型サービス事業所であるものに限る。）の管理者が充てられているものに限る。）については、新地域密着型サービス基準第六十四条第三項中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了すること	

				を予定している者を含む。）」とする。 4　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）については、新指定地域密着型サービス基準第六十五条中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。	
附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成26年７月１日から施行する 附　則	附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成26年７月１日から施行する 附　則	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 附　則	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 附　則	附　則　（平成二七年一月一六日厚生労働省令第四号）　抄	
この条例は、平成27年４月１日から施行する。	この条例は、平成27年４月１日から施行する。	（施行期日） 1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 （介護予防訪問介護に関する経過措置） 2　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第２項の規定によりなおその	（施行期日） 1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 （介護予防訪問介護に関する経過措置） 2　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第２項の規定によりなおその	（施行期日） 第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。 （介護予防訪問介護に関する経過措置） 第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定により	

		効力を有するものとされた同法第５条の規定（同法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例施行規則」という。）第３条第２項の規定は、平成 30 年３月 31 日までの間は、なおその効力を有する。	効力を有するものとされた同法第５条の規定（同法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例施行規則」という。）第３条第２項の規定は、平成 30 年３月 31 日までの間は、なおその効力を有する。	なおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 一　略 二　第三条の規定による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項の規定
		（介護予防通所介護に関する経過措置） ３　旧法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項	（介護予防通所介護に関する経過措置） ３　旧法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項	（介護予防通所介護に関する経過措置） 第四条　旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の

		に規定する介護予防通所介護又は法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定地域密着型サービス基準条例施行規則第107条第13項の規定は、平成30年３月31日までの間は、なおその効力を有する。	に規定する介護予防通所介護又は法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定地域密着型サービス基準条例施行規則第107条第13項の規定は、平成30年３月31日までの間は、なおその効力を有する。	二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 一　略 二　旧地域密着型サービス基準第百三十一条第十三項の規定
附　則	附　則	附　則	附　則	附　則　（平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号）　抄
この条例は、平成28年４月１日から施行する。	この条例は、平成28年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この規則は、平成28年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この規則は、平成28年４月１日から施行する。	（施行期日） 第一条　この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第一条第六号に掲げる施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
		（経過措置） ２　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第１項に規定する通所介護の事業を行う者	（経過措置） ２　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第１項に規定する通所介護の事業を行う者	（経過措置） 第二条　整備法附則第二十条第一項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を

		が、同法附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この規則の施行の日から第55条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年３月31日までの間、条例第45条第１項に規定する宿泊室を設けないことができる。	が、同法附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この規則の施行の日から第55条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年３月31日までの間、条例第45条第１項に規定する宿泊室を設けないことができる。	行った上で、この省令の施行の日から指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成三十年三月三十一日までの間、指定地域密着型サービス基準第六十七条第一項に規定する宿泊室を設けないことができる。
附　則	附　則	附　則	附　則	附　則　（平成三〇年一月一八日厚生労働省令第四号）　抄
（施行期日） １　この条例は、平成30年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この条例は、平成30年４月１日から施行する。	この規則は、平成30年４月１日から施行する。	この規則は、平成30年４月１日から施行する。	（施行期日） 第一条　この省令は平成三十年四月一日から施行する。
附　則	附　則	附　則	附　則	附　則　（令和三年一月二五日厚生労働省令第九号）　抄
（施行期日） １　この条例は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この条例は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この規則は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この規則は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） 第一条　この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、こ	（虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、こ	（虐待の防止に係る経過措置） ２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、こ	（虐待の防止に係る経過措置） ２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、こ	（虐待の防止に係る経過措置） 第二条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の地域密着型サ

の条例による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項及び第17条の２（改正後の条例第 28 条、第 28 条の 10、第 28 条の 10 の３、第 28 条の 20、第 39 条、第 50 条、第 61 条、第 71 条、第 81 条、第 86 条及び第 96 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。	の条例による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項及び第17条の２（改正後の条例第 28 条、第 28 条の 10、第 28 条の 10 の３、第 28 条の 20、第 39 条、第 50 条、第 61 条、第 71 条、第 81 条、第 86 条及び第 96 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。	の規則による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 22 条、第 36 条、第 40 条の８（改正後の規則第 40 条の 14 の２において準用する場合を含む。）、第 40 条の 21、第 48 条、第 69 条（改正後の規則第 145 条において準用する場合を含む。）、第 84 条、第 101 条、第 121 条及び第 134 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に掲げる事項」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）	の規則による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 22 条、第 36 条、第 40 条の８（改正後の規則第 40 条の 14 の２において準用する場合を含む。）、第 40 条の 21、第 48 条、第 69 条（改正後の規則第 145 条において準用する場合を含む。）、第 84 条、第 101 条、第 121 条及び第 134 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に掲げる事項」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）	ービス基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第三条第三項及び第三条の三十八の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準第三条の二十九、第十四条、第二十九条（新地域密着型サービス基準第三十七条の三において準用する場合を含む。）、第四十条の十二、第五十四条、第八十一条（新地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百二条、第百二十五条、第百四十八条及び第百六十六条、の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」する。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）	

		3　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第23 条の２（改正後の規則第40条、第40条の14、第40条の14の２、第40条の25、第54条、第76条、第90条、第106条、第128条、第137条及び第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第23条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	3　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第23 条の２（改正後の規則第40条、第40条の14、第40条の14の２、第40条の25、第54条、第76条、第90条、第106条、第128条、第137条及び第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第23条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	第三条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三条の三十の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
		（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）	（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）	（居宅サービス事業所等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
		4　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第24条第３項（改正後の規則第40条において準用する場合を含む。）及び第40条の11第２項（改正後の規則第 40 条の14の２、第40条の25、第54条、第76条、第90条及び第145 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。	4　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第24条第３項（改正後の規則第40条において準用する場合を含む。）及び第40条の11第２項（改正後の規則第 40 条の14の２、第40条の25、第54条、第76条、第90条及び第145 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。	第四条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三条の三十一第三項（新地域密着型サービス基準第十八条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第二項（新地域密着型サービス基準第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、の適用については、これらの

				規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	
		5　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第103条第２項第３号及び第124条第２項第３号（改正後の規則第 137 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	5　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第103条第２項第３号及び第124条第２項第３号（改正後の規則第 137 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。		
		（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） ６　施行日から令和６年３月31 日までの間、改正後の規則第40条の９第３項（改正後の規則第 40 条の 14 の２、第 40 条の 14 の２、第 40 条の 25、第 54 条、第 76 条及び第 145 条において準用する場合を含む。）、第 85 条第３項、第 102 条第４項、第 122 条第３項及び第 135 条第４項の規定の提要については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。	（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） ６　施行日から令和６年３月31 日までの間、改正後の規則第40条の９第３項（改正後の規則第 40 条の 14 の２、第 40 条の 14 の２、第 40 条の 25、第 54 条、第 76 条及び第 145 条において準用する場合を含む。）、第 85 条第３項、第 102 条第４項、第 122 条第３項及び第 135 条第４項の規定の提要については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。	（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 第五条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三十条第三項（新地域密着型サービス基準第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百三条第三項、第百二十六条第四項、第百四十九条第三項及び第百六十七条第四項、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

		（ユニットの定員等に係る経過措置） ７　施行日以降、当分の間、改正後の規則第 129 条第１項第１号ア（ア）の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の規則第 107 条第１項第３号ア及び第 135 条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。	（ユニットの定員等に係る経過措置） ７　施行日以降、当分の間、改正後の規則第 129 条第１項第１号ア（ア）の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の規則第 107 条第１項第３号ア及び第 135 条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。	（ユニットの定員に係る経過措置） 第六条　この省令の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ（２）、に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準第百三十一条第一項第三号イ及びの基準を満たすほか、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。	
		８　この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第 129 条第１項第１号ア（ウ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置）	８　この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第 129 条第１項第１号ア（ウ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置）	第七条　この省令の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第三条の規定による改正前の地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ（３）（ⅱ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置）	

		9　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第117条の２（改正後の規則第137条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第117条の２中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 （口腔衛生の管理に係る経過措置） 10　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第117条の３（改正後の規則第137条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第117条の３中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。	9　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第117条の２（改正後の規則第137条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第117条の２中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 （口腔衛生の管理に係る経過措置） 10　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第117条の３（改正後の規則第137条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第117条の３中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。	第八条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百四十三条の二（同省令第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔衛生の管理に係る経過措置） 第九条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百四十三条の三（同省令第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。	
（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） ３　施行日から起算して６月を経過する日までの間、改正後の条例第60条第１項（改正後の条例第71条において準用する場合を含む。）及び第80条第１項（改正後の条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次のに掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに、第４号に掲げる	（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） ３　施行日から起算して６月を経過する日までの間、改正後の条例第60条第１項（改正後の条例第71条において準用する場合を含む。）及び第80条第１項（改正後の条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次のに掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに、第４号に掲げる		（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 第十条　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準第百五十五条第一項（同省令第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の一号から三号に定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置	

措置を講じるよう努めなければ」とする。	措置を講じるよう努めなければ」とする。			を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置） 第十一条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百五十一条第二項第三号（同省令第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	
	附　則 （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。		附　則 （施行期日） １　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第25条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。		附　則 （施行期日） 第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。 （重要事項の掲示に係る経過措置） 第二条　この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第四条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第三条の三十二第三項（新地域密着型サービス基

					準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
	（身体的拘束等の適正化に係る経過措置） ２　この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間は、この条例による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第47条第５項及び第94条第５項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。				（身体的拘束等の適正化に係る経過措置） 第三条　この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第百七十七条第七号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
			（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置） ２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の		（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置） 第四条　この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第八十六条の二（新地域密着型サービス基準第百八

			基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第74条の２（改正後の規則第90条、第106条、第128条、第137条及び第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。 （協力医療機関との連携に関する経過措置） ３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第 125 条第１項（改正後の規則第 137 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。	条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条、第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。 （協力医療機関との連携に関する経過措置） 第六条　この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第百五十二条第一項（新地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。